

平成 2 6 年 1 2 月 1 7 日 開 会

平成 2 6 年 1 2 月 1 7 日 閉 会

平 成 2 6 年

第 4 回 定 例 会 会 議 録

小 豆 島 町 議 会

平成 26 年 第 4 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 78 号

平成 26 年第 4 回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 26 年 12 月 10 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

1. 期 日 平成 26 年 12 月 17 日 (水)
2. 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 26 年 12 月 17 日 (水曜日) 午前 9 時 25 分

閉 会 平成 26 年 12 月 17 日 (水曜日) 午後 4 時 07 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 ○ 欠席 ×

議席 番号	氏 名	12月17日
1	大 川 新 也	○
2	坂 口 直 人	○
3	中 松 和 彦	○
4	松 下 智	○
5	谷 康 男	○
6	柴 田 初 子	○
7	藤 本 傳 夫	○
8	森 崇	○
9	安 井 信 之	○
10	秋 長 正 幸	○
11	鍋 谷 真 由 美	○
12	中 村 勝 利	○
13	浜 口 勇	○
14	森 口 久 士	○

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日
町 長	塩 田 幸 雄	○
副町長 教育部長（扱）	松 本 篤	○
副町長 健康福祉部長（扱）	松 尾 俊 男	○
総務部長兼課長	空 林 志 郎	○
企画振興部長	大 江 正 彦	○
政策統括監兼企画財政課長	城 博 史	○
税 務 課 長	立 花 英 雄	○
環 境 衛 生 課 長	谷 本 静 香	○
建 設 課 長	尾 田 秀 範	○
健康づくり福祉課長	楠 初 美	○
学 校 教 育 課 長	坂 東 民 哉	○
商 工 観 光 課 長	山 本 真 也	○
会 計 管 理 者	谷 部 達 海	○
農 林 水 産 課 長	近 藤 伸 一	○
議 会 事 務 局 長	三 好 規 弘	○
社 会 教 育 課 長	松 田 知 己	○
オ リ ー プ 課 長	久 利 佳 秀	○
人 権 対 策 課 長	丸 本 秀	○
内 海 病 院 事 務 長	岡 本 達 志	○
高 齢 者 福 祉 課 長	濱 田 茂	○
水 道 課 長	唐 橋 幹 隆	○
子 育 ち 共 育 課 長	後 藤 正 樹	○
介 護 サ ー ビ ス 課 長 兼 介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長	堀 内 宏 美	○
住 民 課 長	清 水 一 彦	○
病 院 再 編 推 進 室 長	森 一 生	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三 好 規 弘

議事日程

別 紙 の と お り

平成26年第4回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

平成26年12月17日（水）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 一般質問 11名
- 第4 議案第51号に対する決算特別委員会審査報告について
- 第5 報告第11号 専決処分の報告について
（平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）） （町長提出）
- 第6 報告第12号 専決処分の報告について
（町の債権の支払請求に係る訴えの提起について） （町長提出）
- 第7 議案第79号 小豆島国民健康保険条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第8 議案第80号 小豆地区ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分について
（町長提出）
- 第9 議案第81号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同約の一部変更について （町長提出）
- 第10 議案第82号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について （町長提出）
- 第11 議案第83号 小豆島町みさき園大規模改修工事に係る工事請負契約の変更について
（町長提出）
- 第12 議案第84号 平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第6号） （町長提出）
- 第13 議案第85号 平成26年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
（町長提出）
- 第14 議案第86号 平成26年度小豆島町病院事業会計補正予算（第2号） （町長提出）
- 第15 議員派遣について
- 第16 閉会中の継続調査の申し出について （各常任委員長提出）
- 第17 閉会中の継続調査の申し出について （議会運営委員長提出）

開会 午前9時25分

○議長（森口久士君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

本日は、年の瀬も迫り、何かとご多忙のところご参集くださいますようお願い申し上げます。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る12月10日開催の議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、去る11月7日に開催されました第55回四国地区町村議会議長会研修会におきまして、四国地区町村議会議長会表彰が行われましたので、表彰伝達式を行います。

○議会事務局長（三好規弘君） それでは、受賞者のお名前を申し上げますので、前へお進みください。

四国地区町村議会議長会表彰、秋長正幸殿。

○議長（森口久士君）

表彰状

香川県小豆島町議会議員 秋長正幸殿

あなたは、町村議会議員として20年の長きにわたり地方自治の振興発展に寄与され、その功績はまことに顕著であります。よって、ここに表彰します。

平成26年11月7日

四国地区町村議会議長会会長 村田秀作。

（拍手）

○議会事務局長（三好規弘君） おめでとうございます。以上で表彰伝達式を終わ

ります。

○議長（森口久士君） それでは、開会に当たり、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（塩田幸雄君） 本日、小豆島町議会12月定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

本定例会では、専決処分の報告2件、条例改正1件、契約案件1件、補正予算の審議3件、その他案件3件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。以上、簡単ではございますが、今期定例会に当たりましてのご挨拶といたします。

○議長（森口久士君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第4回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時28分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。9月11日以降12月10日までの主要事項に関する報告、監査委員からの出納例月検査執行状況報告書3件、平成26年度定期監査結果については、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（森口久士君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、11番鍋谷真由美議員、12番中村勝利議員を指名し

ますので、よろしく申し上げます。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（森口久士君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表によりまして、本会議は本日12月17日とし、会期は1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日12月17の1日と決定しました。

~~~~~

## 日程第3 一般質問

○議長（森口久士君） 次、日程第3、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。7番藤本傳夫議員。

○7番（藤本傳夫君） 失礼します。私からは、砂防ダムの浚渫をということと、職場研修を自衛隊でということと、2点お伺いしたいと思います。

まず、砂防ダムの浚渫をということと、現在小豆島町内の砂防、多目的ダム等あわせてどの程度の数がありますか。

それと、それぞれのダムはどの程度埋まっているといいますか、土砂が流入しているのか。そういうチェックというか検査ができているのか。設置後、土砂を浚渫したことはあるのか。殿川ダムは、たまったヘドロによって夏場に異臭を放ったりしますが、ダムをまるっきり空にして搬出するということはできないのか。以上のことをお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。



○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 藤本議員のご質問にお答えいたします。

1点目の小豆島町内にこれまでに整備された建設省所管の通常砂防ダムですが、現時点で145カ所、内訳は内海が83、池田62ございます。また、通常砂防ダムとは別に、昭和49年、51年の大災害の原因である土石流の原因となった民有林につきまして、国の直轄事業として治山激甚災害対策特別緊急事業、民有林直轄治山事業というものがありますけれども、昭和52年から平成6年までの18年間をかけて整備された治山事業での林務砂防ダム、これが内海地区に485カ所あります。そのほかに、町内に県営で整備された林務砂防ダムが195カ所あります。合計825カ所の砂防ダムが町内にあることになっております。これらの多くの砂防ダムが整備されたことによりまして、急峻な地形あるいは脆弱な地質の山腹斜面も安定してきたと思います。その結果、水害が減少していると言えるかと思えます。

今後も、より一層町民の皆様が安心して暮らせる町になるよう整備に取り組んでまいりたいと考えております。

既存の通常砂防ダムの浚渫等の維持管理の状況及び殿川ダムの対応につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 通常の砂防ダムのまず背後のポケット部の堆砂状況及び浚渫等の維持管理についてご説明させていただきます。

まず最初に、砂防ダムは、背後のポケットの部分だけで土石流等の土砂災害を防ぐ設計ではないということのご理解をまずお願いいたします。砂防ダムは、土石流による山腹斜面の洗掘の拡大を防止し、下流部の人家への土石流の影響を軽減、防止する目的で設置されておりまして、完全に砂防ダム背後のポケット部の容量でせきとめられるものではございません。したがって、砂防ダム背後のポケッ

トが堆砂でいっぱいになれば、ダム背後に平坦な地形が形成され、平坦な地形部で土石流の拡大防止目的が達成されることとなっております。

以上のことから、先ほど町長から説明のございました林野庁所管の林務砂防ダム485カ所と県営林務砂防195カ所については、全て背後ポケット部が堆砂で埋まってしまっても、林務砂防ダムの機能が発揮されることとされた維持浚渫の管理不要型の砂防ダムでございます。

次に、建設省所管の145カ所の砂防ダムのうち、背後ポケット部の維持浚渫の対応が必要な管理型砂防と言われるものは5カ所のみで、他の140カ所の砂防ダムは、維持浚渫を行わなくても砂防ダム機能が維持できる管理不要型の砂防ダムとなっております。

このように、管理型と管理不要型の違いは、砂防ダムの設置箇所の背後の地形状況で決定されております。砂防ダムの背後が設置場所として最適と判断された場所が、急峻な場所に設置せざるを得なかった場合の砂防ダムが管理型砂防ダムとなり、町内に5カ所ございます。この5カ所は、内海地区の片城の片城川砂防、岩谷の城石川砂防、池田地域の池田の信谷川砂防、蒲野の深田川砂防、滝下川砂防が該当し、この5カ所の堆砂率は現時点においてはゼロでございます。今のところ、県において維持浚渫を検討していない状況とのことでございます。

また、浚渫の実績といたしましては、平成15年度以降の10年間においては、片城川砂防のみ維持浚渫が行われております。なお、建設省所管の通常砂防ダムにつきましては、昨年の平成25年度に145カ所全ての点検を県が実施いたしております。この点検により、7カ所の砂防ダム堰堤改築計画が策定されております。早ければ、来年度から地元の説明を行い、順次工事着手の予定と伺っております。この7カ所の砂防ダムは昭和52年以前に設置された砂防ダムで、現在の指針等に合わせて、より安全に補強すべき構造部分があることが点検により確認され、今後改築、改修を

行うとのことをございました。

このように、県において適切な維持管理を行っておりますが、一般住民の方々から、堆砂等による不安を感じるという砂防ダムがございましたら、県に申し出てくだされば再度現地状況等を確認し、対応等を検討していただけるとのことをございました。以上で砂防ダムの維持管理の説明について終わらせていただきます。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 殿川ダムへの対応についてご説明いたします。

殿川ダムは、上水の水源として小豆島町と土庄町が取水しております。小豆島町は、殿川ダムから中山浄水場で作る水の約半分以上を取水しているため、殿川ダムの水位を下げると上水の取水ができなくなります。灌漑期以外の期間であれば、ほかの代替水源としてため池や湧水等の農業用水が考えられますが、取水が可能かどうかということにつきましては水利組合の了承が必要であり、また灌漑期以外の期間で掘削、搬出の施工が可能かどうかなどの課題や、仮に水位を下げた浚渫ができたとしても、春先の降雨により水位が回復しない場合のリスクもありまして、議員のおっしゃるダムを空にすることは非常に難しいと思われまます。

そのため、殿川ダムのカビ臭問題につきましては県と対策を協議しており、県としましてはコンプレッサーとポンプを併用して、ダム湖内の水を曝気及び循環させることで水質改善する施設を平成27年度に整備する予定になっております。その結果を踏まえまして、今後ほかの対策も協議していきたいと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） 藤本議員。

○7番（藤本傳夫君） どうもありがとうございました。

ただいま全部で825カ所という数字が出てきたんですけども、林務砂防自体は確かに埋まったらそのまま、後それでもかまんのやという話は聞いたことはあるん

ですけども、やはりある程度の土砂を堆積するのは、51災以降、どんなに雨が降っても小豆島町内ではそうそう洪水等が起きなかったのは、この小さなダムの積み重ねだと思うんですね。だから、そのダムをもう少し丁寧にといいますか、ありがたく扱うべきではないかと。それをほんまにそのまま置いとっていっぱいになって、上から流れても土砂が流れてこないという確実な保証があるとは僕は思えません。実際ダムを、その新しい砂防なりをつくるにしても、土砂を搬出したほうがよっぽど安くつくと思うんで、ある程度計画を立ててその土砂を搬出したほうが将来的には安心なのではないかと思うので、こういう質問をしました。

町のほうは、これで絶対安心だというならそれで結構なんですけども、そういうことが言えると思いますんで、ある程度の計画の見直しといいますか、そういうことを考えていただきたいと思います。

それと、殿川ダムなんですけども、あれ49年ぐらいに完成したと思うんですけども、51災のときにはまた埋まってしもて、全部とめて浚渫したはずなんですよ、たしか。だから、できないことはないと思うんですけども、経費的にどういう金額になるのか、期間がどうなるのかわかりませんが、もしないと、もう対症療法だけではあのダム自体はいつまでも臭い水、臭い水と言われながら、主に池田住民のほうに水道として供給するということになりますので、その曝気だけではなかなかにおいは取れないと思いますので、その辺もっと県と交渉をお願いしたい。土庄町との折衝もあると思うんですけども、その辺を強く申し上げたいと思います。

それでは、次の2番に移ります。

職場研修を自衛隊でということですが、最近新人研修を自衛隊で行う民間企業があると聞きます。ある意味、極限状態で任務を行うのが自衛隊であります。小豆島町は、過去何度も災害時に助けてもらっていますが、公務員も極限の訓練に対応してこそ住民に安心・安全を提供できるのではないかと思います。実際、今の職員自

体は、49年、51年の災害時に職員として在籍した人はいませんので、その辺が一番心配といたしますか、南海地震・東南海地震の予測がある中、津波とかを、これは51災は雨の災害でしたが、そういうところに対する心構え自体がどういうふうになっているのか、そういうところに性根を据えて仕事をするためにも浮き足立った対応をしないためにも、そういうふうな訓練が必要ではないかと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 藤本議員のご質問にお答ひします。

大規模な災害が発生した際に速やかに適切に対応するためには、日ごろからの訓練であったり、研修が必要であると考えております。

自衛隊で新人あるいは職員研修でもいいかと思ひますが、研修を実施することにつきましては、大規模な災害に対する心構えを醸成していく機会として有効であると思ひますので、実施できるよう進めてまいりたいと思ひています。善通寺の自衛隊には毎年、ここ2年間、防災訓練にも参加していただいておりますし、来年もぜひ参加していただきたいと思ひますので、年が明けましたら、防災訓練への参加の要請とあわせて職場研修についてもお願ひをしてまいりたいと思ひます。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 少し加えてお話をさせていただきます。

職員研修の状況についてでございますけれども、新規職員は、採用された直後の4月中旬に2週間、それから採用されてから半年後の10月中旬に2日間、県内の他市町と合同で地方公務員としての基礎を習得することを目的とした初任者研修を受講いたします。その後は、各昇格後にその職に必要な研修を受講しております。

そのほかの研修といたしましては、香川県町村会にあります香川縣市町職員研修センターが実施している地方自治に関する専門分野の研修を希望した職員が受講

をいたしております。また、香川県の自治振興課における1年間の実務研修及び自治大学校で3カ月間の研修を毎年1名ずつ参加させておるところでございます。

藤本議員からご提案がございました自衛隊の研修につきましては、現在普通寺の駐屯地、こちらのほうで民間企業からの新人研修として受け入れの実績はあるようでございます。県内の自治体の研修は行われていないようでございますけれども、他の地域、中国地方とかそういうところでは大分自治体からの研修も行っているという話を聞いております。普通寺の自衛隊のほうでも、要請があれば受け入れるとの回答のほうはいただいております。

今後、どのような内容で研修を実施していくかということは、自衛隊のほうと協議して、先ほど藤本議員がおっしゃられた危機管理、これに対応できる職員というのは絶対必要であると考えておりますので、対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 藤本議員。

○7番（藤本傳夫君） ありがとうございます。町のほうも前向きに検討してくれるということで、ありがとうございます。

実際、小豆島の中でも、地震とか津波というよりも風水害のほうの災害といえますか、そっちの災害の対応のほうが大きいと思います。別に、自衛隊で訓練するからというて、戦争どうのこうのいうことをすぐに言う人もおりますけども、全然そういう意味ではございませんので。危機管理に対応する気概を身につけるという意味での質問ですので、それです。

---

○議長（森口久士君） 12番中村勝利議員。

○12番（中村勝利君） 私は2点質問をいたします。

まず1つ目、水族館の誘致について。

屋島水族館が来年閉鎖されることになり、それを受け、小豆島町を含め3市町の自治体が誘致に名乗りを上げました。町民は坂手に水族館ができることを望んでおりますし、歓迎をしております。水族館ができることにより、島の観光振興だけではなく、陸上、海上など交通体系の整備、地域経済の活性化など大きく島の発展につながると思われます。昨年9月ごろから誘致に向けて取り組んでいるとお聞きしますが、誘致に向けての今までの経過と、これから取り組むべきことについて伺いをいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 中村議員のご質問にお答えをいたします。

水族館のことにつきましては、公式の場で町長として申し上げたことはありませんので、少し長くなりますが、これまでの経緯などについてご説明を申し上げます。

新屋島水族館につきましては、既にご案内のとおり、1969年に四国電力の関連会社の出資により開業した屋島山上水族館が始まりとなっています。その後、琴平電気鉄道の経営を経て、2006年からは、日プラという会社の子会社でありますせとうち夢虫博物館が運営を引き継ぎ、名称も新屋島水族館に改められました。日プラが水族館の運営を引き受けるに当たりまして、建物の老朽化あるいは耐震性の問題から、2006年当時の話ですけれども、それから3年を目途に、高松市など関係機関が協議して将来の方向性を出すことになっていたと伺っております。しかしながら、立地場所が瀬戸内海国立公園内にあること、また屋島全体が国の天然記念物に指定されていることなどから、増改築あるいは建てかえが難しく、屋島での存続が困難な状況となり、新たな水族館の建設に向けて候補地の選定に乗り出したものでございます。

日プラが世界に誇るアクリルパネルにつきましては、その大きさや荷重——重さですから本四架橋を渡ることができず、ジャンボフェリーで神戸港まで運び、そこ

から世界に向けて輸送をされております。また、タダノ鉄工の大型クレーン車も同様にジャンボフェリーで神戸港に運び、そこから世界に輸出をされております。坂手港もジャンボフェリーの就航のおかげで、坂手港が京阪神からの玄関口としてよみがえり、またジャンボフェリーにとっても坂手が大切な寄港地になっていると思います。

ジャンボフェリーの存続を願う日プラと小豆島にとりまして、坂手に水族館が誕生することはお互いの利益にかなうものだろうと思います。また、京阪神、中四国の各地と小豆島を結ぶ航路を守ることはもちろん、香川県の経済、さらには瀬戸内経済圏——観光圏と言ってもいいかもしれませんが——の発展に坂手の水族館は大きく寄与することが期待できると思います。幸い、坂手港の近隣には坂手運動公園などの町有地を有していることから、小豆島町としても、昨年11月だったと思いますが候補地に名乗りを上げまして、その実現に向けまして全力で取り組んできたところがございます。

これまで日プラとの交渉を公にしなかったのは、日プラの敷山社長が新屋島水族館に強い思い入れを持たれており、敷山社長の決断が公表されるまでは、その思い、あるいはお互いの信頼関係を大切にしたいと考えたからでございます。日プラとの協議は、昨年9月25日、先ほど「11月」と申し上げましたが「9月」の誤りですけれども、昨年9月25日からスタートさせております。私が日プラの本社等に向かいましたのは9回、坂手港の下見や調査などのために日プラ側が来島されたのが7回、これまで駐車場の確保や誘客を図るための交通体系のあり方を中心に、内容の濃い協議を進めてきたところがございます。

幸いなことに、日プラが希望していた駐車場用地の確保につきましては地権者の理解が進んでおり、また先月の11日には、敷山社長が新屋島水族館の閉鎖を決断されたことから、小豆島町としても、その日に水族館の整備構想を公表したところで



ございます。

今後につきましては、小豆島町だけじゃなくて島を挙げて水族館の計画を応援し、構想を具体化していくための地元メンバーによる協議会を来年の1月中には立ち上げまして、この協議会の中で、水族館の基本的な方向性をいろんな角度から大勢の皆様に議論していただきたいと考えております。また、日プラからも世界に誇る水族館を実現したいという意向が示されておりまして、沖縄の美ら海水族館というのがありますが、そこの名誉館長であります内田詮三さんを小豆島にお招きする旨の提案もいただいております、運営面を含めたプロとしてのさまざまなアドバイスがいただけるものと期待をしております。

何よりも、水族館の実現につきましては地元の熱意が大切になりますので、議員各位のご支援とご協力をお願い申し上げたいと思っております。

○議長（森口久士君） 中村議員。

○12番（中村勝利君） 水族館の誘致に向けて、私ども議員はできるだけの協力をしますので、どうぞ町長、頑張ってください。

次、2つ目、地方創生を生かせということで、政府は地方を元気にするための政策として地方創生を立ち上げました。地方創生とは、少子・高齢化による人口減をとめ、衰退する地方を元気のある地域社会をつくろうとするものであります。小豆島町においては、福祉のまちづくり、医療の充実、幼稚園から高校までの一貫教育、少子・高齢化対策、移住促進事業、観光を初めとする地場産業の活性化など、町を元気にするため多くの事業を進めております。

政府は、地方自治体の創意工夫を後押しし、地方みずからが考え、やる気のある自治体には交付税に反映されるよう、制度を改める構想を表明しました。自民党は、今回行われた衆議院選挙の公約の中に地方創生をうたっております。選挙の結果から、政府は早急に地方創生を進めていくものと思われれます。町にとっては、今行っ

ている多くの地域活性化事業、また今から行おうとしている事業を早く進める最大のチャンスであると考えますが、小豆島町は地方創生をどう生かすのかお尋ねをいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 中村議員の地方創生についてのご質問にお答えをいたします。

地方創生をどう生かすかというご質問でしたけれども、地方創生という言葉は、ご承知のとおり、ことしの5月、日本創成会議というところが推計しましたところ、人口1万人を割り、かつ20代、30代の女性の人口が30年間で半減する自治体について523あると指摘されましたが、523の自治体が消滅の可能性が高いと公表されたその提案が呼び水となって、地方の人口減少問題が国の主要課題という認識のもとに、地方創生本部、正確にはまち・ひと・しごと創生本部が政府に設置されまして、ビジョン策定に着手したという背景がございます。

ご質問の地方創生をどう生かすかについては、ことしの10月25日に瀬戸内海国立公園80周年記念のシンポジウム、「小豆島を考える」シンポジウムというのを有識者を呼んで開催しましたけれども、そこで小豆島につきまして、小豆島というのは瀬戸内海の魅力が凝縮され、多様さと豊かさがあるということで、大変可能性のある島だというご指摘をいただいたところでございます。小豆島の持つこの多様さ、豊かさを今後どう守り、生かし、磨いていくかということがポイントではないかと思っております。地方創生とは、まさにそのことが問われているのだと思っております。でございます。

今いろんな施策に取り組んでおりますが、小豆島町では、医療・福祉の充実、あるいは子育て支援、移住促進、地場産業の活性化などいろんな取り組みをしておりますけれども、基本は私たち自身が小豆島という地域に誇りと自信を取り戻すこと

ではないかと思えます。

幸いにしまして、瀬戸内国際芸術祭をきっかけとしてそのような機運というか、自信と誇りが戻りつつあるように感じております。移住者についても、この2年間、毎年120人ほどの方が小豆島町に移住しておりまして、うれしいことに20代、30代の若い人たちが半数を超えているということも明るい話題ではないかと思っております。

先月21日に地方創生関連2法案が成立しておりまして、平成27年度中に、地方自治体ごとに施策の方向性と数値目標を掲げた総合戦略を策定することになっておりまして、その中で時間をかけて行うこととか直ちに行うこと、それぞれの地域が行うこと、国の仕組みで行うこと、いろんな政策の全体像の一つ一つが明らかにされていくし、また一つ一つを着実に実行していくということになろうと思えます。先日も国のまち・ひと・しごと創生本部の事務方のトップの方を訪問して、国の考え方も伺ってまいりました。思い切ってやってほしいということでもございました。議員各位のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

(12番中村勝利君「以上で質問を終わります」と呼ぶ)

---

○議長（森口久士君） 1番大川新也議員。

○1番（大川新也君） 私のほうから2問質問させていただきます。

まず最初に、職員時間外手当増の原因はということです。

平成25年度職員の時間外手当支給額が2,530万6千円、平成24年度に比べると1.6倍、平成21年度では2.6倍と年々増加してきております。この21年度の数字は、私が決算書で拾いながらつくった数字ですから正確ではないかも知れませんが、ざっと2.6倍に増えているというふうになっております。その原因は何かということです。当然、職員数の減少、また事務量の激増等あると思われませんが、職員の福利

厚生、健康管理の面から考えると、ただ時間外労働をしたから手当を支給すればそれでいいのである、そういうふうな考えには疑問を感じます。

また、最近庁舎は夜遅くまで電気がついているが、そんなに忙しいのかなと多くの方に聞かれることがあります。地域の住民としては、勤務時間以外に、また休日には職員は各地域で各行事、会合等に参加し、いろいろな住民の多方面からの情報を収集し、そして活躍を大いに期待しておりますが、現状では時間外労働、また土日は出勤というふうなことでできてないと、難しいと思われれます。地域の声を聞くことも職員として大変大切な仕事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、先日10月7日、四国新聞で、県内自治体の管理職に占める女性職員の管理職登用率は県平均で7.9%であります。当町は13.6%と数字は少しよろしいのですが、その中の政府の成長戦略で、女性活用目標、2020年に女性管理職30%の目標達成はというふうなアンケートでした。その結果が、県下では当町だけできないというふうな回答があったと新聞には出ております。なぜできないのかその理由をお聞きしたいと思います。

新聞には、昇進を望む女性職員が少ない、また女性職員の人数が少ない、仕事と家庭の両立が難しいというふうなことが書かれておりましたが、当町はどのようなことでできないと回答したのか。また、時間外の勤務と同じように、女性の職員にとっては役場での仕事に一生懸命やられてる方もおいでますので、やはり職員に夢と希望を与える、またやる気を引き出すのも大切ではないかと思いますが、答弁よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 大川議員の質問にお答えします。

職員に夢と希望を持たせ、やる気を引き出すこと、あるいは女性管理職の登用、いずれもおっしゃるとおりのことでありまして、そのために最大限の努力をするこ

とをお約束させていただきたいと思います。

まず、時間外勤務手当の支給額ですけれども、ご指摘のとおり年々増加しております。その原因につきましては、ここ数年が、先ほども中村議員から質問していただきましたように、小豆島の未来を左右する大切な時期だということで、多くの重要課題に職員の皆さんに取り組んでいただいております。そのため業務量の増加がしておりまして、職員の皆様にはご苦勞をかけると思っております。これに加えまして、行政の効率化あるいは行政簡素化という観点からの職員定数適正化による職員数の減少あるいは若年職員の増加などが一つの要因にあると思います。特に、平成25年度につきましては瀬戸内国際芸術祭が開催されましたことから、大変なにぎわいを島にもたらしたという成果はあったと思っておりますけれども、その一方で、多くの職員の皆さんには、通常の業務に加えてたくさんの芸術祭業務の負担をしていただきました。これも、とても皆さんには感謝しております。その結果、時間外勤務手当が増加したものでございます。

職員が健康であることが最も大切なことであるので、健康管理には十分気をつけていかなければいけないと思っております。また、職員の皆さんがそれぞれの地域の行事等に積極的に参加してくれていると思いますが、それとともにいろんな形で地域の現状を把握してその解決に向けて率先していく、そういう時間も経験も必要であるのはご指摘のとおりだろうと思っております。

女性職員の管理職登用率13.6%は県内でも4番目に高い数値になっておりますし、11月1日から、女性の社会参画を積極的に推進するために、新たに男女共同参画推進室を設置したところでございます。積極的に女性職員を登用したいと考えております。四国新聞の女性職員の管理職登用率のアンケートについて、できないという回答を担当課でしたわけですが、詳しくは担当課から後ほど説明しますが、女性の比率、年齢構成から正直にできないと答えたんだと思いますが、経過につい

ては後ほどご説明をいたしたいと思います。

いずれにしても、ご指摘のとおり、職員に夢と希望を持たせ、やる気を引き出せることができるよう頑張ってまいりたいと思います。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 大川議員さんのご質問に補足の説明をさせていただきます。

先ほど町長が申しましたように、職員の健康管理につきましては非常に重要なことと考えております。これに関しましては、法律の定めによりまして、それぞれの事業所では職員の安全の確保、健康の保持及び増進を図り、快適な職場環境の形成を促進するための方策を講じなければなりません。本町におきましても職員の健康診断、これに基づく健康相談などを実施しておりますが、組織立っての健康管理でありますとかメンタルヘルスへのサポートができていない面もございます。今後、これらの点に関しまして十分に対応していきたいと考えております。

次に、職員が地域での諸行事、会合等に参加して、地域で活躍してほしいとのことでございますが、職員は町職員である前に地域の住民でございます。それぞれの地域における行事等には積極的に参加していることと認識をいたしております。しかしながら、配属された部署が土日にイベント等を開催したり、現在問題になっておりますイノシシの駆除といった突発的な業務が頻繁に起きるような部署もございます。そのあたりはご理解をいただきたいと思います。

職員に対しましては、職務命令で地域行事に参加するようというのはちょっと難しいんですけれども、職員としては、そういう地域行事に参加するというのは職員の一つの役割でもあるというふうに考えておりますので、積極的に参加するよう促していきたいと考えております。

また、四国新聞の、20年に管理職の30%が女性の達成をすることは可能かという

アンケートの件でございますけれども、達成できないと回答した理由につきましては、アンケートの管理職の定義が課長級ということでございました。小豆島町の職員のうち、主幹以上、課長級という管理職は現在約30名程度で推移をいたしております。この状況は、2020年になってもそれほど変動はないと考えられます。これに対しまして、女性職員の人数につきましては、2020年4月に主幹級、課長職になるであろうと考えられる職員が現在のところ7名程度でございます。ということで、回答の中には達成するのは難しいという選択肢もございましたけれども、その達成の理由として、先ほど大川議員もおっしゃったように、女性職員の人数が少ないという回答の選択肢がございました。回答との兼ね合いからいまして、女性職員の数が少ないために、計算上達成することは不可能であるということでしたので、できないと回答した次第でございます。以上で説明を終わります。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） 指摘のとおり頑張っていますとか、そういうふうな回答ばかりで、何らそれでは質問している意味がないというふうに感じます、この件に関しまして。

それと、職務命令は無理というふうなことで、地域の住民であるということが前提に置かれているんだと、総務部長の回答ですけど、実際に職員がそこまで意識しているかどうか、私は職務命令でもいいんじゃないかなと思います。職員の中でも地域の行事に参加している方も多分たくさんおいでだと思いますが、していない方のほうが目立つんですね。特に、あいつは役場の職員やからというふうなことで、そんなことをもっともっと職務命令してほしいと思うんですよ、地元の住民からしたら。そこでいろんな会話ができて、けんかしていろんな話ができると思うんです、ぶっちゃけ話で。そういうようなことが今欠けとるんです。それはなぜかといいますと、先ほども町長のほうも言いましたけど、土日には瀬戸芸に出ていかないかん、

夜は時間外で9時も10時も、遅い人は11時、12時というふうなことも聞きます。もし、職員が足らるのであれば職員を増員したらどんなですかね、そのあたり。もうちょっと積極的にそういうふうな職員の地域へのかかわりを町長のほうから、職務命令でも私は構わないと思いますから、職員に意識さすというようなことをやってほしいんですけど、町長、そのあたりどんなでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 職務命令というのもあり得ることだと思いますが、私としてはやっぱり職員自身が夢と希望を持ち、地域との交わりが一緒だと自覚を持ってもらうように努力をすることで、地域活動に参加してもらうよう努力したいと思います。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） 30年ぐらい前ですか、花の日が創設された。そのときは職員、教育関係者も全て出席、参加されて花壇づくりをしました。最近、一例ですけど、花の日にとっても町の職員の出てくる数が少ない。地域によって数がわかりませんが、そのあたり自体がもう、30年前その花の日を創設するときには、職務命令かどういような達しがあったのかわかりませんが、そのあたりのことを考えると、いろんな面に関して、私はもっともっと管理職の方が意識すべきじゃないかなと、部下の職員にそういうようなことを周知する、徹底するということはもっと進めてほしいなと思います。

指摘のとおり頑張っていくというふうな町長の答弁でありましたので、ぜひ期待をしておりますので、その期待に応じていただくようお願いしたいと思います。

次の質問に参ります。

イノシシ頭数削減に積極的な対策を。



今、住民の最大の関心は鳥獣被害で、特にイノシシ対策である。捕獲奨励事業、防護柵設置補助金等、助成はあるが、もっと積極的な捕獲に対する助成が必要ではないか。現状では、自治体負担は捕獲1頭当たり国が6,040円、県が1,980円、町がわずか1,980円、合計で1万円でした。例えば、町単位で単独の費用で、1頭当たりその1万円を2万円、3万円、できれば1頭当たり5万円の積極的な助成を出してほしいなというふうに私は考えます。

また、島内の猟友会の数が減少傾向であるなら、島外猟友会へも協力を依頼し、頭数の削減を考えなければ、防護柵ばかり助成しても意味がない。頭数が減らなければ、これは何も解決することないんですから、もっと考えていかなければいけないと思います。お考えをお聞きしたいと思います。

現に、島の農業従事者は、主は家庭菜園の中で稲をつくったり、野菜をつくったりというようなことで、今以上イノシシ被害が多発すると、当然つくってもイノシシに食べられるだけ、鹿に食べられるだけというようなことで、耕作放棄地がどんどんどんどん増えてくるような可能性があると思われます。実際に被害を受けた農業従事者の声に応える考えはあるのかどうか。また、私も個人的ですけど、今年に關しましては稲もイノシシに倒されましたし、オリーブも木を何本かイノシシに掘っていただきまして倒れました。被害を受けております。やはり、つくっている住民、農民の声をもっと大切に聞いてほしいなというような感じがしますので、そのあたりの考えをお願いします。

昨日も、私の近くの住民の方から、民家のほうまで猿がおりてきましたというようなことも聞きました。先日は、イノシシが内海病院のあたりに2、3頭出没したというような声も聞いております。本当にこれすごいことなんで、神懸通地区は特に夜とか昼間でも、農免道路、またダム周辺をウオーキングされる方が大変このごろ増えてきております。そのあたりも、イノシシが出てきて怖いから歩くのをや

めるというふうな声もよく聞きます。本当に、昼間でもイノシシがもう民家の近くまで出てきますから。そのあたりでイノシシの数の削減を本当に積極的に考えていかなければ、前回の議会でもいろいろ質問が出ました。本当に、人口の2倍、3倍の鳥獣の島になってしまう可能性がありますので、まずは頭数を削減するために積極的な対策をお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） イノシシなどの有害鳥獣の問題は小豆島ではとても深刻な問題になっておりますけれども、小豆島のみならず全国的な深刻な問題だろうと思います。

小豆島町としてもできることは全てやってるつもりでありますけれども、このぐらい社会的な大きな問題になっている以上、国、香川県でもこれまでにない抜本的な対策、あるいは先ほど言われましたイノシシの数を減らすということについては、小豆島町にできることもたくさんありますけれども、国、県というか、レベルの高いところで根本的な対策を講じていただく、研究していただくことも必要不可欠ではないかと思っております。

小豆島町では今、農林水産課で対応していますけれども、もう農業被害の問題ではなくて、社会全体の全町挙げて取り組むべき課題だと認識をしているところでございます。詳しくは担当課長がご説明しますけれども、全てご存じのことの繰り返しになりますけれども、現状を簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

まず、イノシシを含めまして有害鳥獣の捕獲につきましては、平成23年度に県下でも先駆けて、猟友会小豆支部の方々を鳥獣被害対策実施隊員に任命をしまして、積極的な捕獲を進めているところでございます。年々捕獲数は著しく増加していると思います。また、狩猟免許の取得あるいは維持に関する経費助成によりまして、年々免許取得者も増加し、先ほど申し上げましたように、捕獲数も大幅に伸びてい

るところでございます。1頭当たりの捕獲の謝礼を増やしたらどうかという提案もいただきましたけれども、猟友会の会員の皆様にはいろんなご意見があると聞いております。後ほど担当課長が説明を申し上げます。

農作物被害に遭われた農家の方々に対しましては、防護柵の資材費助成を行ってるところでございます。これについては、県費の補助事業だけじゃなくて、小豆島町単独の助成事業として、補助事業の要件を満たさない農家にも助成をしております。担当課では、被害報告あるいは相談を受けた場合等現地での確認、また柵の設置方法などその対応策を指導させていただいております。

人的被害につきましても本当に憂慮しているところですが、残念ながらこれといった対策がないのが現状でございます。小豆島では、かつて100キロを超えるしし垣をつくったという先人の実績がありますけれども、それに負けない平成のしし垣といってもいいようなものを今後つくっていく必要があると思っております。地域ぐるみで有害鳥獣が出にくい環境をつくっていくということがポイントだと、専門家の方から伺っているところでございます。

いずれにしても、ありとあらゆる知恵を絞って有害鳥獣対策をしなければいけないと認識をしております。

担当課長から詳細を説明いたします。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 大川議員さんからの異常繁殖するイノシシにつきましてもっと積極的な捕獲を進めよと、そのための助成対応策がないかというふうなご質問でございますが、現在、猿、それとイノシシにつきまして、ご案内のとおり捕獲1頭当たり1万円の捕獲奨励金を支払ってございます。これは国の補助制度の単価で、県下では統一の単価ということでございます。県の担当課でみどり保全課がございましてけれども、そちらへ問い合わせましたところ、隣接する徳島県のほ

うでは、徳島の市内に近い東部地域、それから山間部の西部、そしてまた太平洋に面した南部地域で、それぞれ独自の奨励制度を行っておるというふうに聞いてございます。極端に言いますと、隣の隣接した町でも奨励金額が違うというふうな実例でございます。これも担当課のほうから聞いたんですけども、奨励金を上げれば単純に捕獲が進むというものではないということでございます。逆に、猟友会の支部単位で単価が違うことによるトラブルであったり、それから俗に言う自分の縄張り争いのことで、猟友会の中でぎくしゃくするような障害があるというふうな事例もあるというふうに聞いてございますので、猟友会の小豆支部の方々、こちらの方々には捕獲に関しては積極的に協力いただいておりますので、慎重に相談をしていきたいというふうに考えてございます。

次に、町内の狩猟免許の取得状況、こちらのほうでございますが、全国的にはハンターが減少傾向であるということで一部新聞報道がございました。本町におきましては、町長からも答弁がありましたとおり、免許の所持者数でございますが、平成19年度では、わなの猟で3名、それから銃の猟——銃猟によりますのが18名ということでございましたけれども、免許を取得する受験料でございますとか、その後の更新時における免許保持への助成等々によりまして、本年4月1日現在でございますけれども、わな猟が56名、それから銃猟が25名という形で、順調に捕獲の圧というのは進んでおるかなというふうに認識しております。また、捕獲頭数も、繁殖による個体数が増えたというのもこれは原因の一つかとは思いますが、免許の取得者が増加したこと、それから毎年わなの講習会等ございましてスキルアップ、そちらもあって確実に効果を上げているというふうに認識しております。

島外からの猟友会のメンバーという件につきましては、これは以前小豆支部の方と相談した経緯がございまして、島の生活とか山の利用方法を知らない者が銃による猟を行うと、人身事故、こちらの危険性が非常に高まるというのが支部の方々の

ご意見です。ことし7月に伊豆市のほうで、有害鳥獣捕獲駆除中に誤射ということで死亡事故が発生してございます。その際に、事故の検証とか対策ということで、静岡県全域の猟友会が有害鳥獣捕獲を中止したというふうなことで、非常に大きな問題になったようなことを聞いてございますので、奨励金の問題同様に、こちらのほうも慎重な協議、検討が必要かなというふうに考えてございます。ご認識いただければと思います。

農林水産課によります野生鳥獣による被害、出沒でご相談を受けました件数が、平成25年度で76件、本年11月末現在で70件ほどございます。担当課といたしましては、そのほとんどで被害現場のほうに出向かせていただきまして、被害状況の確認、それから柵の設置の助成制度等のご説明を現地のほうでさせていただいております。少しでも今後被害を減らそうというふうな努力はさせていただいております。現状では、侵入防止柵によってその被害を防ぐ手段が、個々の方々の農地を守る意味では効果的であるという判断をした上で、柵の設置に対しての助成を行っているということで、ご認識いただきたいと思います。

最後に、人的な被害、こちらにつきましては平成24年度、安田での事故以来幸いなことに発生してはおりませんが、交通事故等の発生件数はちょっと増加傾向にございます。日々、人身事故につきましては不安を抱えての業務でございます。その発生の可能性を少しでも低くするために、かねてから申しておりますとおりの地域、猟友会、町、三位一体で環境づくりと防護と捕獲、この3点セットによる対策を進めております。

今後とも、鳥獣害対策につきましては、費用対効果とか新しい捕獲方法等々のプログラムの研究も進めまして、より効果的な鳥獣の被害対策を進めてまいりたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います、このように考えてございます。以上です。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君）　まずは、奨励金の県下統一の1万円、これを、先ほど課長の説明もありましたけど、増額するということは積極的に考えてほしいなと思います、1点。

それから、防護柵の補助は出してますということですけど、防護柵ではだめなんですよ。外も歩けないんですよ、ひどいところはね。イノシシか猿、全て今神懸通におりてきておりますからね、それをどうにかしなければ。防護柵の助成を出しています出しています、ほんな家の周りに防護柵せないかん。歩いているのに防護柵をしとかないかんというふうなことに逆に考えられるんですね。そしたら、家からもう出ない人が……。そういうなことで、実際被害も少なくなってきた。そのあたりもう一回、再度確認します。

それから、今日たまたま、産経新聞ですけど、神戸市の六甲山、そのあたりでイノシシの対策のことについて記事があります。神戸市では、今年度から猟銃の免許、大体20万円ぐらいかかるんですかね、実際に銃の免許を取ろうとしたら。そのうち最大8万5千円を助成するというような記事が載っております。当町も、わなの免許取得等は出てると思います。猟銃の免許の負担金の助成も出していると思いますが、そういうような、なかなか銃のほうは免許を取っても銃を所持するのにお金がかかるというような、そのあたりもあると思いますけど、そのあたりも積極的に助成を考えてはどうかと思います。

それからもう一点、最後に、そしたら今、猿が出てきました、イノシシが昨日うちの庭まで来ましたとか、鹿が来ましたとかいうふうな民家に近寄ってきた場合、私のところへは来ましたが、どなんしたらええですかいうて聞かれるんですけど、それはもう全て農林水産課へ言ってくださいと、それでいいんですかね。被害がなかったも、それは農林水産課で対応していただけるんかどうか。私のところへ言うてこられても、しょうがないですねで済ますんですね、それしかないんですよ、

今現状。昨日も言うてこられたんですけど、ああそれは仕方ないですね、やはりそれではもう対応できないと思うんで、そういうようなところは全て農林水産課に電話してください、言ってくださいというようなことを伝えてもいいのかどうか。

そのあたりちょっと4点ほど、回答ができましたらお願いします。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 奨励金の件につきましてですが、先ほども申したような事情がございますので、実際捕獲されます猟友会の支部の方々と再度話を出してみたいと思いますので、それでご了解いただけたらと思います。

それから、防護柵のみではだめというんですけれども、防護柵にも大きく2通りがございます、農地を守るパターンと、あと市街地で地域全体を、例えば今安田でありますとか中山、それから坂手のほうでもちょっと計画がございますけれども、山からの侵入を地域全体として防ぐ、そういう市街地を守る柵の設置もございます。しかしながら、江戸時代と違いまして道路等がございますので、柵を設置したから100%侵入が防げるかというのはこれはまた非常に難しいことではございますけれども、ある程度の侵入を防げる効果になろうかなというふうに考えてございます。

それから、銃の8万5千円につきましては再度もうちょっと状況等勉強させていただければと、この場ではそういうことでお願いさせていただきます。

それから、猿、イノシシ、鹿につきましても担当課のほうへご相談していただいて、できること、できないことはございましょうけれども、できる限りご相談には乗ってまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） 最後の質問の分、被害がなくても農林水産課に連絡したらいいんですか、出ましたと。ほんなら、農林水産課はどんな対応されるんですか。

被害があれば被害の状況を調べてするでしょうけど、出ましたというだけの通知とい  
いますか、それはもう仕方ないですねというだけになってしまうと思うんですよ  
ね。そのあたりちょっとはつきり、どこが窓口で、出没をしたというふうな情報を  
どこへ流せば、したというだけのそこで終わるものか、それなりの対応ができるの  
かどうか、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 出たという情報だけでも当課のほうに数件入って  
ございまして、その際に猿の場合でありますとか、イノシシの場合の特性でござい  
ますね、例えば今月の広報にもちょっと載せさせていただいたんですけど、イノシ  
シと出くわした場合にはこのような対応をしてくださいますとか、そういうふうなご指  
導は当然させていただいております。

あとは、やはり気をつけていただくということを念頭に、そういう説明になろうか  
と思いますけれども、当課のほうでそういうふうな相談の窓口、それから出没状況  
の窓口になろうというふうに考えてございます。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） わかりました。それなりに対応していきたいと思います。  
以上で終わります。

○議長（森口久士君） 暫時休憩します。再開は10時50分。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時48分

○議長（森口久士君） 休憩前に引き続き再開します。

---

○議長（森口久士君） 8番森崇議員。

○8番（森 崇君） 私からは4問質問いたします。



最初に、財務省の小・中学校削減提示についてでございます。

11月9日付の農業新聞で見ましたけれども、財務省は、小・中学校を現行より約5,000校削減する方向を提示し、統廃合を進めるとしております。この案が通れば、小規模校が多い農山村の学校は減ってしまいます。子供の教育もままならないところに移住はしません。病院統合問題で出た意見、医・職・住の上に、学校の存在もその地に住居を構える大きな条件だと思えます。傍聴者からも、病院を立派にするのは賛成ですが、学校もよい学校にしてほしいという意見が出ました。中学校は小豆島中学校となり、非常に立派に進んでいますが、小学校もさらに大切だと思えます。小学校統合はこれ以上進めてはならないと思えます。

塩田町長が言われるように、子供は地域で育てられていると思えます。財務省は、人口減少に比べて学校統合や教員数の削減が進んでいない、25年間で1.4倍に増えたことを理由に上げ、文部省も学校区の範囲を見直す方針で検討しているようでございます。愛媛県の久万高原町は、この7月、仕七川小学校を新築したようです。子供の教育を大切に考え、地域住民が支えることがコミュニティーの維持につながっていると考えて、町に学校存続を訴えたことが大きかったとも書かれていました。島根県益田市、高齢化率33.6%、真砂地区、高齢化率50%超えの学校に直接電話をして聞きましたけど、真砂小学校16人、真砂中学校11人、住民数400人だそうでございます。町が住民の意向に耳を傾ける姿勢が集落の存続にもつながっています。この事例は典型的だとは思いますが、財務省や文部省の案がこのまま進められると、学校統合がさらに進み、集落の存続も地方創生、地方分権、地方主権も言葉だけになると思えます。病院と医師、職場の確保は大人の利用が大きいですが、町全体を考えると、学校の存在もその中心にそろっていなければ地方そのものが成り立たなくなります。

財政論優先で学校を減らすべきではありません。この小豆島町は、苗羽、安田、

星城、池田小学校を守る決意が必要で、保育所もそうだと思います。大人の常識で子供を犠牲にしてはなりません。地方の自主性も問われると思います。財政は大切でございますが、それを理由にして苦し紛れの政策が教育まで及んでいます。町の考え方をお聞きします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 森議員の質問にお答えします。

小学校は、地域活動、地域のきずなづくりの拠点、象徴になるべき存在であり、小学校があることで地域は力を保つことができると考えております。子供たちは身近な地域とのかかわりで多くのことを学ぶことができますので、小学校は学びの基礎づくりという観点から、存続させることが子供にとっても地域にとっても必要であると考えています。地域が元気であるためには、地域の力を高めることが必要だということはそのとおりだと思いますので、小学校を地域の力を高める核の一つとして大切にしたいと思っております。

したがって、今ある小学校は存続させ、統合することなく大切にしたいと思っております。

○議長（森口久士君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 森議員の質問にお答えします。

質問にありますように、財務省が10月27日に開かれた財政制度等審議会において、義務教育予算編成に関連し、小・中学校数を現行よりも約5,000校削減する方向を提示したとの報道がございました。これは、文部科学省の指針である1学校当たり12から18学級という標準規模を踏まえて学校を設置した場合、小・中学校数は現状の約3万校から2万5,158校に減るとの見方が示されたものです。また、教員数についても、統廃合により教員定数を減らし、義務教育予算の抑制につなげる狙いがあるとのことでございます。

このように、効率化の観点から統廃合を求める方針に対しましては、異論が出る  
ことが予想されておりますし、農山村と言われる町村では、学校を地域づくりの核  
と位置づける現状があり、地方創生に逆行するなど反発の声が上がる可能性は大き  
いと思われまます。

一方で、文部科学省においては従来から、少子化がさらに進むことが予想される  
中、子供が生きる力を培うことができる学校教育を将来にわたり保障する観点か  
ら、学校の配置について検討することが必要という立場でございます。しかし、公  
立小・中学校の設置主体は市町村であり、適正配置の進め方については、最終的に  
は市町村が教育的な観点から判断しなければならないものであるとの方針である  
と認識しております。

次に、本町の児童見込み数を申し上げますと、平成25年度に生まれた子供が小学  
校に入学する平成32年度における各小学校の児童数は、池田小学校146名、星城小  
学校146名、安田小学校124名、苗羽小学校131名となっており、当分の間は児童数  
は十分満たすんじゃないかなと考えております。

以上を踏まえて、教育委員会としても小学校は存続させる方針であり、当分の間  
は統合する考えはございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 安心したといえますか、小豆島町は苦し紛れの政策いろの  
をするべきでないというふうに僕は思います。

以前、小学校の生徒数を100人ということをちょっと聞いたんですけど、そんな  
ことを言わずに頑張って、今146人とか言ようになりますから安心するんですけど、そ  
の点についての具体的な、100人いろのをちょっと聞いたんが残っとなんですけど、  
どうでしょうかそれは。耳に残っているのです。済いません。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 今、森議員のほうからございました100人という数字は、平成21年だったと思いますけれども、小豆島町内の学校施設等の耐震化とあわせて適正配置について検討した際に出た数字だと思います。これについては、100人という根拠はございません。ただ、100人を切りますと複式学級が発生する可能性があるということで、100人を切った時点で検討するという目安になるということで、100人を切ったから統合するとか、80人になったら統合するいうんじゃないくて、その各学年、複式学級をできるだけ解消して、1学年最低1学級を維持した形で学校を運営していきたいという考えから出た数字だと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 地方創生に逆行するという教育長からの答弁がございましたけど、本当に僕らがしっかりして、子供たちが楽しく勉強できるような体制をつくりたいというふうに思っております。

次に、県の水道事業統合案についてでございます。

直島町を除く16市町でつくる県広域水道事業体検討委員会は、10月21日の会議で水道の広域化の方針を了承したとあります。一元化による効率化で経営基盤を強化し、安定供給体制を整えるのが狙いと10月22日の四国新聞に書かれています。統合することで将来的に水道料金は統一し、単独で経営を続けた場合より安くなる見通しとしています。各市の議会で議決が得られれば、設立準備協議会を立ち上げ、2年から3年をめどに運営をスタートさせる予定になっていますが、都道府県レベルで初めてとも書かれています。地域間の水融通は飛躍的に向上し、渇水時の対応がスムーズになることが上げられ、浜田知事は来年4月に準備委員会を立ち上げたいとしています。

しかし、私たちの経験では、地域によって実情が随分違い、意見も違ってくると

思います。昭和49年集中豪雨のときの雨量は、24時間で太陽の丘が365ミリ、同じ日に土庄は日が照っており28ミリだったのです。高松でも同じ日6ミリの雨量でした。山津波で大切な人が29人も亡くなったり、貴重な財産が失われているなど、他の地区の人から見ると当時も今も信じられないほど違います。水道の広域化が計画どおり進むと、小豆島は最初から少数派で、意見が通りにくいだけでなく、将来は担当者も昔のことは知らないとなり、小豆島にとって不利なことが決まらないかと危惧しております。災害の後、1日5時間給水となりましたけど、水不足で困っていたとき岡山から水を買ったことも忘れられません。水の融通が飛躍的によくなるとの見方で融通がスムーズになるとも言われますが、水のとり合いになりはしないかと心配します。県の提案はマイナスばかりではないとは思いますが、小豆島町はどんなスタンスで臨むのかお聞きします。

水道のすばらしさと大切さは、先日12月1日、高松での議員勉強会で改めて聞かされました。水こそなくてはならず、みんなのものなのに、世界では水を独占し、水を金にかえる男として有名になった人もいます。ここに本がございます。3冊とってございます。「水をめぐる人と自然」、「地球の水危機」、「水は誰のものか」でございます。その本には、中国の有名な母なる大河と呼ばれる黄河で水のとり合いが起こり、海まで水が届かない断水ならぬ断流が起こったとあり、1972年4月、19日間の最初の断流があり、25年後の1997年には、226日間黄河は断流が起こったと書かれています。もともと地球は水の惑星と言われますが、97.5%が海水で、淡水は2.5%、そのほとんどが北極や南極にあるので、私たち人間がアクセスできるのは、地球上の水のわずか0.001%しかないとも記載されております。

水はまさに命の水です。ダムを含めこの地域で水を守ってきたのは自治体なのに、苦しくなると民営化の案が浮上することも心配です。水道の広域化は町の合併と同じか、それ以上に大切だと思います。将来を見据えた考え方が必要だと思います。

町の考え方をお聞きします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 森議員から県の水道事業広域化についてのご質問がありました。

まず、ご質問の冒頭で、10月21日の県の会議で県広域水道事業体検討委員会で、水道の広域化の方針が了承したという報道を紹介されましたけれども、私の理解では、その会では県から広域化の方針と、そのための協議会を立ち上げたいという提案が関係町村にあった会だと理解をしております、今関係町村が持ち帰って検討している段階だと理解をしております。

その上で、小豆島町の水道事業の将来の経営の安定を考えますと、県が広域化を全体で進めようとしている以上、その設立準備協議会には参加して、議論にかかわったほうがいいと思っております。これについても、正式に参加する場合には議会の了承が必要ですので、来年の議会でご説明をしたいと思っております。

その上で、私自身幾つか論点があはっきりしていない点があると思っております。森議員がおっしゃったことと共通してるんですが、私自身は3つ、この点をはっきりしてほしいと県に検討をお願いしている部分があります。

1つは、水不足になったときの供給責任は誰にあるか。今なら、もう間違いなく小豆島町長に責任があつて、小豆島町長が自衛隊なりに給水を要請して、費用負担も小豆島町民がするという事になっておりますが、広域化された場合、その水不足のときの供給責任が町長さんにあるのか企業団の長にあるのか、その費用負担は企業団がしてくれるのか町民がするのか、明確でないと思っております。

もう一つは、災害時の緊急対応です。

今、台風が来たとき、小豆島町は水道課の職員が飛んで対応してますけれども、台風時のような緊急対応のとき、広域化した場合、一体誰が指揮監督して、誰が動

くか、企業団と町長の関係責任がはっきりないと思っています。

もう一つは、深刻な健康被害、先ほどもにおいの問題がありましたが、においでではなくて健康被害が生じるような問題が生じたときには、もう緊急に対応しなければいけません、そのようなときの責任が町長なのか企業団にあるのか、いわゆる危機管理についての論点が議員がおっしゃるように不明だと思しますので、あした政策部長が説明に来られると聞いてますので、その結果も踏まえて対応したいと思っております。

いずれにしても、正式に方針を決める際には議会の承認が要りますので、議会とよく相談して対応していきたいと思っております。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 先ほど、向こうで勉強会があった言うんですけど、食物のいろんな、薬を入れるのはここから上を入れたらいかんよと、これ以上入れたら人間に害がありますよということで、今の水道はここまで入れんなら殺菌できませんよということで、レベルが全然違ういうたら、ああそうか、水道はすごいんやなということを感じたところでございます。

次に行きたいと思えます。

3つ目です。イノシシ対策でございます。

9月議会で3名の方から、先ほども大川議員の質問がございましたけど、イノシシ被害の質問があり、町は農業問題を超えて社会問題になっていると答弁されました。平成21年にイノシシ8匹の捕獲が25年には201匹となったことを知り、ショックを受けました。坂手地区に7匹のイノシシが海から上がってきているテレビもありましたが、最近のテレビや新聞でイノシシの被害が載らない日がないくらいです。NHKの「ダーウィンが来た！」という番組でもイノシシ被害が放映されました。あの中で、鉄柵の上を少し斜めにすると高く見えるので、イノシシは跳び越せ

ないと思うそうです。町の柵もそうしてほしいと思っています。

私たち議員は、昨年島根県美郷町のイノシシ対策を視察し、実態を聞き、イノシシのことを山鯨と呼んでいることも聞きました。捨てるところがないという意味でした。いずれ自分の地域でも何かの対策をしなければと思っていましたが、イノシシがこんなに急増するとは思いませんでした。本土では熊も出るそうです。木庄地区でも多くのイノシシの被害があり、昼でもイノシシを見かけ怖かった、何とかしてほしいと言われたり、日没が早いこの時期ですから学生も集団下校しているのが実態でございます。約2キロ強、柵をめぐらさなくてはなりません、作業してもらう方への呼びかけも大変です。

昨年12月と今年10月にイノシシ対策の講演会を、県農業センターからと町農林水産課から来ていただき講演してもらいました。この12月21日にも3回目を行う予定でございます。

今年4月、木庄地区総会で鳥獣対策をする方針を出していましたが、町の答弁どおり、確かに農業問題を超えていると思います。僕は農業問題だと思っていましたけど、農業問題を超えていると思います。安田でも人が襲われ大けがをしましたが、土庄の小海琴塚の間で、同じ人が3回イノシシとの事故に遭遇したと聞いております。10月25日、池田の花寿波の近くの県道の真ん中に1メートル近い大きな石が落ちておりました。車に当たらなくてよかったのですが、私は落としたのはイノシシでないかと思っております。

小豆警察交通課に聞きますと、最近イノシシとの交通事故は、平成24年4件、25年4件、26年11件とのことでしたが、全てのイノシシは防げませんが、山から畑や民家に来るイノシシは侵入できない柵を設置しようと思っています。昔のことを調べますと、小豆島では約220年前にしし垣が完成し、明治8年に豚コレラが発生して全滅していたようでございます。しかし、最近のイノシシの急増は異常だと思い



ます。一般の方から電話があり、狩猟免許を取りたいのだが小豆島でもぜひやってほしいと言われました。町の考え方をお聞きします。

11月18日の新聞には、政府・与党の税改正で、ハンターから徴収している狩猟税廃止の検討を始めたと記載されておりました。12年度の農作物被害は230億円で、鹿とイノシシが6割を占めているとのことでございます。このままではイノシシの数がもっと増えます。対策が遅くなるほど費用も増えると思います。イノシシとの事故も多く、ぶつかる寸前だったという話も聞いております。稲や芋だけでなく、ミカンやオリーブの根も食われます。もっと積極的に取り組む必要があると思います。しかし、担当課の方も大変で、農林水産課本来の仕事を超えておるのではないかととも思うんです。以上です。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 森議員の有害鳥獣問題についてのご質問についてお答えをします。

質問でもございましたように、農林被害の問題ではなくて、もう社会全体、地域ぐるみ、町ぐるみで取り組むべき課題だと思います。したがって、農林水産課の範囲を超えた仕事でありまして、農林水産課では本当に課を挙げて頑張っていると思っております。

有害鳥獣対策については何度も何度も農林水産課長が答弁してありますが、3つの対策のセットでやるということを進めています。住民の方の協力により野生鳥獣を近づけない環境づくりを地域全体でやるということが1点目、それから侵入防止柵を設置をして防護する、入ってこれないようにするというのが2点目、3点目が猟友会による捕獲を進めると、この3点セットで現在対策を進めているということでございます。その中で、県とか猟友会の関係というのはとてもとても大事だということだと思います。詳しくは農林水産課長が後ほど答弁しますが、狩猟免許の取得に

つきましては、毎年8月下旬に小豆島で実施され、試験の周知は受験費用の助成も含めて町広報等を通じてご案内をしております。

今後とも、捕獲の圧力を高めるための狩猟免許の取得者の増加について推進してまいりたいと考えております。

詳細は農林水産課長が答弁いたします。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 森議員さんからのご質問についてご説明をさせていただきます。

まず、狩猟免許の試験でございますけれども、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、毎年8月、中・下旬でございますけれども、県内で4回実施されております。そのうち、島嶼部であること、それから受験者の希望が多いということで、小豆島で1回、わな猟だけですけれども、わな猟の免許に限られますが小豆島で1回特別に開催していただいております。また、狩猟免許の取得の希望者が多い場合には、不定期ですけれども3月の下旬に特別に県庁で実施される場合もございます。今年の場合ですけれども、8月24日にイマージュセンターのほうで15名の方が受験されまして、資格を取られておるということでございます。

なお、県下全域を対象に受験の事前講習会というのがございまして、猟友会が行っておりますが、これはもう8月上旬に1回、サンメッセ香川ということでちょっと距離的には難しいんがあるんかと思うんですけれども、事前の講習会のほうもございまして、こちらのほうも、費用の助成をさせていただいております。

次に、鳥獣害対策でございます。これは、従来からの狩猟免許の保有者の増加、それからくくりわな等の捕獲器の購入で、捕獲圧を強めてございます。また、地域の中で有害鳥獣対策の組織づくり、こちらのほうもかねてよりお願い申し上げておりました、侵入防止柵による山からの侵入を防ぐこと、設置後の見回りであります

とか、追い払いでございます。こちらを継続的に行うことが対策の基本というふう  
に考えてございます。

森議員さんも地区長として大変ご奔走されておることは聞いております。特に、  
侵入防止柵の設置につきましては、地域の皆さんのご協力が不可欠ということでご  
ざいますので、自治会や自治連絡協議会等の場でも積極的にご検討のお願いを続け  
てまいりたいというふうに考えてございます。また、新たな被害対策方法、こちら  
の情報が入れればまたその検討も進めてまいりたいと考えてございますので、その旨  
ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 議会のほうの特別委員会のほうでも、個別意見として農林  
水産課に対してイノシシの対策を要望しておりますので、よろしくお願ひしたいと  
思います。

先ほど言われましたように、私も今地区長をしとんですけど、議員をしているか  
らじゃなくて、地区長やから問題に大いにせんと責任があるということで、これ去  
年のんですけど、ウリ坊は木庄から入ってきたやつです。これが12月1日号で、ご  
み収集と豪雨とイノシシ対策いうんで、高松で四国新聞に、11月7日に6カ所、す  
ごいイノシシが出たということを知りまして、こういう呼びかけをしております。

そこで、質問いたします。

わななんですけど、民家から200メートルいうてちょっと聞いたんですけど、そ  
の分はどうなんでしょうか。それから、よそのところでイノシシ課いうんがありや  
せんかという気がちょっとするんで、それが2つ目。もう一つは、9月議会で秋長  
議員も「今でしょ」ということをもじって言われて、やっぱり今やっておかないと、  
かなりな決意をしておかないと増える一方やというふうに思いますんで、その辺3  
つお願ひしたいと思っております。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） ご質問3点ございましたけれども、まず200メートルの話につきましましては、捕獲した、わなにつかまった有害鳥獣をとめ刺しという形で処分させていただいております。この200メートルというのは銃による、人家が近い場合、半径200メートルの範囲内に住宅街があると基本的には撃てないというふうな形になってございます。山があるとかそういうふうな諸事情はあるんですけども、基本銃刀法の関係でそれは禁止された行為になりますので、一般の方々が家の裏に出るからわなをかけてくれとか、そういう希望があるんですけども、最後のとめ刺しの関係で200メートルというお話をさせていただいております。

それから、イノシシ課につきましましては、たしか岡山県の備前市のほうで昨年設置されたというふうに聞いておりますが、内容としましては、農林水産課長が兼務して、その下に専門の職員1名、それと農林水産課の兼務職員が2、3名ついておるというふうな体制というふうにさきの報道ではされておりました。以上です。

それから、「今でしょ」という話ですけども、これはもう今に限らず今度とも積極的に進めていくということで、ご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 終わります。

---

○議長（森口久士君） 9番安井信之議員。

○9番（安井信之君） 私は2つのことについてお伺いしたいと思います。

まず最初に、奨学金制度の見直しをどう考えているのかということで、決算特別委員会で奨学金制度の見直しを検討していく必要があると担当課の説明がありました。私は、子育て支援、少子化問題、移住者支援、島の産業支援を考えると、

資源のない我が町では人材育成すなわち教育こそが資源であると考えます。また、議会研修で伺った邑南町では、子育ての町日本一を目指しての施策の中でも、全ての就学者に対する奨学金制度はありませんでした。我が町の他町にない特異な制度をどのように変えていこうと考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 安井議員の奨学金制度についてのご質問にお答えをします。

奨学金制度につきましては、平成24年度に大幅な拡充を図りました。大学、専門学校などに進学した場合、月5万円の貸し付け、小豆島に戻って8年間働くことになれば返還が免除されるという制度でございます。これほどの奨学金制度を設けている自治体は全国どこにもないと思います。人口減少と人材流出で危機的な状況にある小豆島では、そんなことを言っている場合ではないという思いで導入したものでございます。この奨学金制度によりまして、小豆島の最大の課題である人口減少をできるだけ抑え、元気に活躍する人口を増やし、また小豆島での就職を希望するすぐれた人材を増やすことで小豆島の元気につながってほしいと思っております。

しかし一方で、相当の財政負担を伴うということも事実でありますので、導入から4年が経過する平成27年度に事業効果等の検証を行い、見直しの検討を行うことは必要な作業であると思っております。しかしながら、安井議員が言われたこの奨学金制度が、小豆島の将来を考えた場合、欠くことができない制度であるという前提に立っての話であることは当然であると思っております。

○議長（森口久士君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 安井議員のご質問にお答えします。

ご質問の奨学金制度についての見直しですけれども、町長も答弁いたしましたけれども、事業効果等の検証を行い、見直しの検討を行うということで、必ず何かを変更するという事ではないということを最初に申し上げておきたいと思っております。

奨学資金の大学等の貸付者数は、平成23年度までは約50人程度で推移していましたが、24年度75人、25年度112名、26年度147名で、27年度見込みは183名となっております。また、貸付金額の予算額は23年度は1,716万円、24年度4,353万円、25年度6,732万円、26年度9,264万円、27年度予算額要求額は1億1,232万円と増加しております。

このような状況を踏まえ、制度改革後4年が経過する平成27年度に事業効果等の検証を行うということでございます。今年度は、この準備段階として、合併後の平成18年度以降の奨学資金制度利用者の卒業後の動向調査を行った結果、平成18年度から23年度までの卒業生71名のうち、町内在住者が27名となっておりますので、6年間の平均で1年当たりの貸付者11.8名、町内在住者は4.5人となっております。また、返還免除制度を設けた平成24年度卒業生19人のうち、町内在住者は7人となっております。

今後、平成27年4月には、25年度24人と26年度28人の卒業生の動向も確認し、町内に戻ってくる状況の確認作業を行いますが、これは毎年継続して調査を行う予定にしております。

事業効果の検証としては、免除制度導入より町内に帰ってくる人数が増加する傾向にあれば、できるだけ今の免除制度を維持する方向での検討になりますし、変わらないということであれば、何らかの見直しも検討する必要があるんじゃないかなと考えております。また、貸付者数が増加すれば、返還未済者もある程度は増加するものと思われますので、返還未済者の状況も見て、保護者以外の保証人制度の導入等の検討も考えていきたいなとは思っております。

いずれにいたしましても、奨学金制度につきましては、年度間において大きな不公平感が生じないようにすることを念頭に置いて、見直しの検討を行いたいと思っております。今後、卒業後の動向や返還未済者の状況を継続して調査を行い、この

奨学金制度をよりよい制度にしてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） 外国では、大学まで授業料無料というふうな制度もあるみたいです。国の制度の中で、子供に対するお金の流れというのは高齢者に比べて低いというのは現状そのままやと思います。その辺で、町の独自のこの制度自体いうんは人を引きつける施策でもあると思いますので、できるだけ継続していただきたいと思います。

また、移住者対策などでホームページなど見ますと、なかなかこの制度自体の宣伝いうか、やられてないですね。いうたら、これを見てあそこはいいとこやなというふうに感じてもらって、こっちに移住してもらえたらこの効果いうんは大きいと思います。この前研修で行った邑南町でも、東京のほうで宣伝する人を抱えとるというふうに聞いております。そういう中でやってます。小豆島町のほうではそういうふうな広報活動がもう一つできていない、よりそういうことで人を呼び込むような施策を考えてもらったらなと思います。その辺どうお考えですか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 奨学金制度のPRについてもっと積極的にということは当然のことだと思いますが、こういうことは申し上げるべきではないかもしれませんが、この制度を導入した際、それから毎年の実績についてはプレスに公表しておりますが、残念ながら香川県のメディアにおいて正面から取り上げていただけません。詳細な解説記事の中に2度ぐらい出たことがあります、それは皆さんにも知ってほしいんですが、香川県のメディアの現状についてまことに残念だと思っております。それはメディアが悪いんじゃなくて、我々の努力が足りてないんだと思います。

それから、奨学金の話だけじゃなくて、小豆島はとてもすばらしいのに、いろん

なメディアが小豆島のすばらしさを紹介してくれてる一方で、小豆島町のホームページはとても真面目な伝統的なホームページになってますので、来年度以降、思い切って見直しをしたいと思っております。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） そういう方向でお願いしたいと思います。

続きますして2問目、協働のまちづくり事業での成果の検証についてお伺いしたいと思えます。

事業の検証についてたびたび指摘してきた際に、検証していきますということでしたが、どのようになっているのか示されていないように考えます。町の施策の中で継続すべき事業があったのではないかと考えますが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 安井議員の協働のまちづくり事業の成果検証に関連して質問にお答えをいたします。

平成22年度から協働のまちづくり支援事業を始めまして、住民主導の自発的な地域づくりの推進を図るためのさまざまな活動に支援をしてまいりました。また、平成23年度からは、福祉にかかわる事業については健康づくり福祉課、平成24年度に生涯学習にかかわる事業については社会教育課に所管を分離し、子育て応援に対する事業については子育て共育課に拡充し、先進的な取り組みについて支援をしているところでございます。こういう地域の自発的な取り組みは、これからの地方創生に欠くべからざるものだと思いますので、この助成金を活用してさまざまな事業を活性化していただきたいと思っております。検証ですけれども、3年たてば地域の人が自立して活動を続けてもらう工夫をしてもらうということが一つ考えられます。それからもう一つは、ユニークな取り組みで行政の施策に取り込んだほうがい



と思われる事業もありますので、そういうものについては、施策として実施主体を町に改めるということも考えていかねばならないと思っております。まず、担当課からそれぞれの経緯、実績などについて説明させていただきます。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 安井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の事業の検証につきまして、事業の審査をまず平成24年度から、実績や現状、展望等について総合的な評価を行うために、6名の審査委員によりまして5つの評価項目において点数をつける評価シート方式を導入いたしましたところでございます。また、平成25年度からは、評価シート方式に加えまして、申請団体が審査委員に事業内容について説明を行うプレゼン方式を導入をいたしまして、これまでの実績等を十分に精査、検証いたしまして、補助期間終了後においても継続できる事業となりますよう、審査委員会における評価を今後の団体活動に反映させていただくためにも、審査委員の意見を付して交付決定をしておるところでございます。

企画財政課所管の協働のまちづくり支援事業につきましては、これまでに平成22年度の事業開始から延べ38団体からの申請がございました。このうち、平成24年度に1団体、25年度に2団体、26年度では5団体が補助期間を終了しておりますけれども、補助期間が終了した団体の中には、この中に坂口議員も活動の中心として頑張っておりますが、福田、吉田地区の野卵会さんのように、みずから協賛金を募りまして事業を継続実施している団体もございます。毎年行われておりますホタルまつり、こういったものがこの事業でございます。この事業の目的であります町民の皆様自発的な活動による地域の活性化について、これについては一定の成果があらわれているのではないかと考えておるところでございます。

それからまた、継続すべき事業があったのではないかとということにつきましては、3世代ふれあい実行委員会という団体が事業主体となっております池田地区の

3世代交流イベントにつきましては、要綱改正を行いまして、各委員の了解を得た上で、複数の地域の住民が共同で行うモデル活動事業として、今年度から4年間事業継続することといたしております。

今後も、十分に事業内容の精査、検証を行いながら、町民の皆様の自発的な活動を支援してまいりたいと考えておりますので、どうかご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（森口久士君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（濱田 茂君） 私のほうからは、福祉のまちづくり支援事業の取り組みを参考に実施させていただいております事業についてご説明を申し上げます。

1つ目は、高齢者が住みなれた地域の中で集まり、継続的に健康づくり、介護予防を実施しようとする組織を支援する介護予防グループ活動支援事業補助金でございます。神懸通のラジタイクラブの取り組みを参考にさせていただいております。現在、平成26年度では26団体がこの事業を補助金を活用して実施しております。

2つ目は、地域に住む高齢者で孤立しがちな方を見守るボランティア活動、配食や会食、ごみ出しなどの生活支援が主体となるボランティアの拡大、組織化を支援する介護予防支援ボランティア組織化事業補助金でございます。こちらは、小坪の秋葉会などの活動を参考にしております。こちらは、現在7団体がこの補助金を活用して取り組みを進めております。なお、これらの事業は、いずれも介護保険事業特別会計の地域支援事業費のうち、1次予防事業費において実施しております。以上です。

○議長（森口久士君） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田知巳君） 社会教育課が所管します生涯学習のまちづくり支援事業についてご説明をいたします。

生涯学習のまちづくり事業につきましては、平成24年度から、協働のまちづくり事業のうち、青少年の健全育成や芸術文化、スポーツの振興を目的としたものを対象としてスタートいたしております。成果の検証方法につきましては、先ほどの企画財政課と全く同じく、平成25年度から6名の審査委員によりますプレゼン方式を導入いたしております。生涯学習のまちづくり事業につきましては、協働のまちづくり事業から引き継いだものも合わせますと、現在までに15団体から申請があり、このうち平成24年で7団体、平成26年で3団体が補助期間を終了して、5団体が平成27年度以降も継続の予定でございますが、平成24年度の期間が終了しました7団体のうち4団体につきましては、現在も自主的に事業を継続していただいております。3団体につきましては、人材不足等によりまして事業を現在は中止しているようでございます。

また、本年度平成26年度で補助期間が終了します3団体のうち、1団体につきましては自主的に事業を継続していくことをお願いをしておりますし、残り2団体のうち1つの各小学校で毎月数回、始業前に10分程度本の読み聞かせをしていただいております巡回読み聞かせ事業というのがございます。これにつきましては各小学校から大変好評でありますし、図書館にあります優良な図書などもその機会に紹介してもらえますことから、27年度以降については図書館との共催事業として実施していくことを現在考えております。

また、もう一つの事業に、夏休みに町内の小学生を対象に学習の支援をしております小豆島夏の分教場授業というのがございます。これにつきましては、主に小豆島高校出身の現役の大学生が講師となっておりますことから、現在学校教育課のほうで実施をしております寺子屋授業の一環として取り組むことができるのではないかとということで、現在検討中でございます。

このように、できる限り自主的に事業継続をしていただき、また町の施策として

取り組むべき事業があった場合には、関係の各課とも事業内容を協議の上、事業の継続のために取り組んでおります。以上でございます。

○議長（森口久士君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） 子育て共育課が所管いたしております子育て応援モデル事業についてご説明いたします。

平成24年度から、健やかな子育ての推進を図ります活動を行われます個人や団体に対しまして支援をしております。また、25年度からは、自治会が設置されます遊具の設置費用に対しても、対象として支援しております。成果の検証につきましては、企画財政課同様プレゼンテーション方式を導入いたしまして、これまでの実績等精査、検証し、補助期間終了後も自主的に継続できる事業となるよう、審査委員の意見をつけて交付決定しております。

これまでに、9団体から申請がございました。このうち、1団体が平成24年度単年度で終了いたしました。また、本年度で補助期間が終了いたしますのが3団体ございます。その補助期間が終了いたします3団体におきましては、自主的に活動を継続するとお聞きしております。なお、その自主活動の中で本課が所管いたします施設の利用などの希望がございましたら、施設の運営に支障のない範囲でご利用いただくよう配慮してまいりたいと考えております。

今後も、十分に事業内容の精査、検証を行いながら、自発的な活動に対しまして支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） 何ぼかの課においては、その成果に応じてそれを町の事業として取り入れると言われました。決算のときでも、中村議員さんのほうが言っている商工の分が継続されるというふうなことですが、そういうなんは結構なことだと思っています。

また、もう補助制度がなくなって、その団体が大きいところはそのまま、独自のお金というか資金なりでやっていくことができると思うんですが、団体が小さいところで、どうしても町がやるには余分なお金がかかってしまう。ボランティアにお願いするほうが安上がりで、参考的な部分とか、試験体験的な部分とか、そういうふうな部分で寄与するところがあると思います。そういうふうな部分に関しては、どういうふうな形で取り組んでいこうと考えているのか、お伺いします。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 中山地域の一粒の種の事例を挙げさせていただきますと、協働のまちづくりで当初申請が上がってまいりました。現在は、生涯学習のほうの1年目として事業採択されておると思います。それで、ご質問にもありましたように、団体の小さなどころに対する支援、これにつきましても、本来行政ができない部分を担っていただいているという認識のもとに、できる限りのご協力はさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） ちょっとの補助を団体に与えることによって継続性が出てきて、また島の魅力づくりの部分につながると思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

---

○議長（森口久士君） 13番浜口勇議員。

○13番（浜口 勇君） 私は、若者が島へ帰って生活できる職場の創造をということでご質問をいたします。

島の高校生は、卒業後いろんな分野へ進学しております。しかし、学業を終えてそれを生かせる職場が限られていて少ないのが現状であります。移住促進や空き家解消も大事であります。それ以上に親も親族もあり、家もあり、島へ帰っても経

済的にも生活できる職場の創造こそが島の将来にとって最も大切ではないかと。そのための施策を推進していただきたいというのが質問であります。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 浜口議員のご質問ですけれども、一言でいうと浜口議員がおっしゃるとおりだと思います。

移住促進も、浜口議員が言われた職場の創造という意味ではやっぱり必要なことですね。外の方は非常に新しい発想でいろんな取り組みをしてくれますので、そういう新しい発想の人が小豆島の新しい職場を開拓するという意味で、決して軽視してはいけないと思っておりますが、やはりいろんな形の職場づくりというのはもう言うまでもないことだと思います。

既存の醤油、佃煮、オリーブなどの食品産業をもっとしっかりすることは当然ですけれども、例えば行政がもっとレベルアップすれば頑張った若者が帰ってくる、そしてやりがいのある職場になりますし、病院がレベルアップすれば医療関係者の新しい職場もできます。それから、アーティストやクリエイターたちが来ればそういう関連の仕事も増えますので、とにかくありとあらゆることに全力投球して、若者にとって魅力ある職場づくりをしたいと思っております。

担当課長から詳しく答弁いたします。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 浜口議員のご質問にお答えします。

私のほうからは、産業を中心に町の施策をご紹介させていただいたと思います。が、平成26年度におきましては、地場産業の振興を目的といたしまして、企業訪問によって見えてきました課題をテーマとした産業活性化セミナーの開催であるとか、国内展示会の出展助成を初めまして、新規企業の進出や既存企業の規模拡大を行う企業に対する支援として、小豆島町新しい産業づくり条例に基づきまして、一

定の設備投資に対する税の減免や起業家支援などにも取り組んでおるところでございます。

また、起業家支援という面では、既存企業の新分野の開拓といたしまして、現在審査中の案件でございますが、小豆島の伝統産業であります醤油の搾りかすを肥料として活用した醬トマトの商品開発に関する申請が現在上がってきております。将来的には、醬野菜にまで結びつけたいという構想を頂戴しておりますが、現在審議会の委員等の意見を仰いでおる最中でございます。

これに加えまして、今年度からは国の離島活性化交付金を活用いたしまして、戦略産品として醤油と佃煮を指定をして、小豆島の企業の競争力強化を目的といたしまして、商品の島外移出に係る海上輸送費部分を支援する事業に着手をしておるところであります。

また、多様な職種という面におきましては、小豆島町が出資をいたします3公社においては、主に観光サービス業の分野になりますけれども、正規職員、それから臨時、パートなどの職員を含めまして、合計108名の雇用を創出しておるところでございます。住民の経済的に安定した生活を送ることに、微力ではございますが貢献しているのではないかと考えております。引き続き、この3公社につきましては、小豆島の活性化のために頑張ってもらいたいと思っておるところであります。

最後になりますが、今後も地場産業の振興はもとより、新たな職場の創出に向けてましてできる限りの知恵を絞ってまいりたいと思いますので、議員各位のご支援とご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（森口久士君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 私が知る限りは、大学を卒業して、役場以外ですけど民間企業に就職された方を1人は知っとなです、今年帰ってきてね。そういう小豆島高校から約100名の方々が進学されとると思いますけど、その統計を、卒業生が何

人島のほうへ帰ってきたかというような、そういうなんをとってますかね、今年、あるいはさかのぼって。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 浜口議員の再質問にお答えをいたします。

小豆島から一旦高校卒業後、ほとんどが島外に出るという宿命がございまして、その後何人ぐらいがUターンされておるかという再質問かと思いますが、企画財政課のほうで平成24年7月から、住民課の窓口のほうで人口移動の状況を把握することを目的といたしまして、独自にアンケート調査を実施をしておるところでございます。その25年度のデータによりますと、Uターン者は25年度で156名でございます。このうち、浜口議員の再質問の内容でございます卒業後、何人ぐらいが島へ帰られてるかということなんですけれども、短大とか専門学校を卒業すると21歳になると思うんですが、それから4大卒業いたしますと23歳ということになりますけれども、そのあたり年代的な幅を、20歳から25歳までの方が156名のうち何人Uターンされたかという数字ですが、33名という数字になっております。以上です。

○議長（森口久士君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） これは住民票の異動の統計やろう思うんですけど、やはりそれと同時に、島の人たちが高校を卒業して進学をし、帰ってくる人、これらの統計もぜひとっていただきたいと思います。やはり、小豆島へ帰りたいんだけど職場がないと。自分の学んできた、あるいはキャリアを積んできた職場がないというのが実際現状ではないかなと。町創生というようなことが起こってくるのは帰りたいけど帰れないという、そういう状態が全国各地に起こっておるからかなと思います。よそはさておきまして、小豆島ではぜひひとつ。非常に難しいんでしょうけど、現在の企業の活性化いうんか、これも今町長さんがおっしゃったように大事ですけど、やっぱり食品産業だけでもまた十分に吸収できないというところがありま



すので、そういう方面にぜひ、いろいろな施策をやっとんですけどもう一つ、新しい卒業生を受け入れる職場が現在では不足しておるといことだと思ひます。

そこで、きょうの四国新聞の1面に載っております就職活動と結婚活動いうんですか、婚活に漂う閉塞感というタイトルで記事があります。これはもうご覧になった方もあると思ひますけど、非常に地元へ帰りにくいという状態を、これをそういう意味で、あるいは移住者だけではなくて島出身者が帰れる受け皿を今後もひとつ十分検討していただきまして創造するような、そういう方向へ向かっていただきたいというのが願ひでありますので、ひとつよろしく願ひして質問を終わりたいと思ひます。

○議長（森口久士君） 暫時休憩します。再開は1時から。

休憩 午前11時58分

再開 午後0時56分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（森口久士君） 2番坂口直人議員。

○2番（坂口直人君） 私からは、外国人観光客の誘致について質問いたします。

国において、観光立国実現に向けた政府の推進の中、2013年に日本に訪れた外国人観光客は1,036万人となり、政府の目標であった1,000万人を初めて達成しました。また、6年後の2020年には東京オリンピックもあり、2,000万人の目標を立てています。本町においても2016年には第3回瀬戸内国際芸術祭が開催され、多くの外国人観光客が見込まれます。

そこで、質問させていただきます。

まず1点目に、外国人観光客誘致の現状をどのように受けとめ、今後の課題はどこにあるとお考えですか。

次に、2点目に、本島において現在多国語で表記された看板、マップ、パンフレットはどれくらいあり、また今後増やす予定はありますか。

次に、3点目ですが、大型クルーズ客船で訪れる観光客についてですが、現在大型クルーズ船で小豆島に来る場合、沖合にクルーズ船を停泊して、そこからまた小型船に乗りかえて送迎するという形をとっていますが、時間のロスが多く、島内に滞在する時間が短いと聞きました。そこで、町内にこの大型クルーズ客船が停泊できるだけの港の整備は考えていないのでしょうか。

そして、最後に4点目ですが、外国人観光客に対する対応能力の強化についてですが、観光施設、観光案内所、飲食店、公共施設において十分にコミュニケーションを図ることのできる準備について検討されているのでしょうか。主に英語ということになってくると思いますが、多言語での対応も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 坂口議員からの外国人観光客の誘致についての質問にお答えいたします。4点の質問がありますので、順番にお答えをいたします。

1点目の外国人観光客誘致の現状をどのように受けとめ、今後の課題は何かというご質問ですけれども、小豆島での外国人観光客は増えてきていますけれども、小豆島の魅力に比べるとまだまだお客さんの数は少ないと思っております。もっとたくさんの方の外国人観光客の方に来ていただきたいと思っておりますが、課題は幾つもありまして、1つは小豆島の魅力が海外の方々に発信されていないという根本的な問題があると思います。海外で直島を知らない人はいないぐらい有名になってるそうですが、小豆島のことはほとんど知られていない現状にあるかと思っております。

それから、受け入れ態勢で旅館、ホテルの問題もありますが、そもそも外国語が話せる方が少ないとか、外国人向けのコースとかいろんなものが開発されていない

とか、課題は山積していると認識をしております。

2点目の外国語で表記された看板等々のことですが、詳しくは担当課長が答弁しますが、足りてませんので、今後増やしていかなければいけないと思います。

3点目の大型クルーズ客船のための港の整備ですが、ご存じのように飛鳥Ⅱとかばしふいっくびいなすとか、日本を代表する大型クルーズ客船は小豆島を訪れてくれています。沖合に停泊しているということでありまして、ボートで入ることが魅力あるというお客様もおられますけれども、やはり港に停泊という方もいるだろうと思います。港の整備をして停泊をしていただきたいと思いますが、現実には越えられない課題がいっぱいありますので、担当課長から後ほどご説明をいたします。

4点目の外国人観光客に対する対応能力の強化ですが、特にコミュニケーション能力については全く不足していると思います。これについては、小豆島出身者のUターン者で、海外経験がある英語ペラペラの方がおられますので、来年度その方を地域振興アドバイザーにして、いろんなアドバイスをいただくとともに、能力を生かした活躍をしていただきたいと思っています。

それから、近く台湾の方で、アメリカで生まれ育って英語がペラペラの、写真家ですが、方に地域おこし協力隊員になっていただいて、拠点はJ A草壁の跡の建物になると思いますが、いろんな形で英会話の指導とかそういうものをして、活躍していただきたいと思っています。

残りのことについては担当課長がご説明を申し上げます。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山本真也君） 続きまして、坂口議員の2点目の多国語で表記された看板、パンフレット等のご質問についてからお答えいたします。

現在、小豆島ロードマップと寒霞溪、星ヶ城ガイドマップにつきましては、それ

それ英語版、中国語版を、それから中山散策マップ、三都散策マップは英語版を作成しております。また、グルメマップというのもございまして、そちらのほうは本年度に英語、中国語版で発行する準備を進めております。

なお、小豆島町が発行しているものに加えまして、岬の分教場保存会が、英語、中国語、ハングルによりまして、岬の分教場と映画村、それ以外にもマルキン醤油記念館、小豆島八十八カ所霊場などを掲載しましたパンフレットを作成しております。パンフレットにつきましては、オリーブナビ、高松空港、高松市内のホテル等に配置していただいておりますが、今後は外国人の方が入手しやすいように、各港や主要観光施設にも配置したいと考えております。

なお、パンフレットにまだない言語につきましては、必要に応じて順次多言語化を図ってまいります。なお、この多言語化は、日本語、英語、ハングル、中国語、台湾語の5カ国語を基本として作成をしてまいりたいと思います。

次に、看板につきましては、小豆島町観光協議会が各港の看板を昨年度来整備しておりますが、地図中の表記、地区名や航路の行き先についてはローマ字表記となっておりますが、説明文は日本語のみとなっております。こちらにつきましても、今後老朽化した看板を更新する際に、多言語化を図るとともに、次回瀬戸内国際芸術祭に向けて、多言語で補足するような表示を考えてまいりたいと考えております。

次に、3点目のご質問の大型クルーズ客船の停泊に対応した港の整備についてお答えいたします。

小豆島への大型クルーズ客船の寄港は、平成8年から今年までで約40回を数えています。今年は計3回の寄港となっておりますが、ご指摘のとおり、いずれもテンドーボートに乗りかえて小豆島への上陸となります。確かに、直接接岸できれば便利かと思いますが、お客様からは、テンドーボートに乗りかえて上陸するほうがい

かにも島に渡っているというような風情があっという間というようなご意見も頂戴しております。

いずれにしても、港の整備については相当な財政負担が必要となりますので、慎重に検討すべきと思います。

4点目のご質問の外国人観光客に対する対応能力の強化についてでございますが、まさに坂口議員のおっしゃるとおりだと思いますが、小豆島には数多くの観光施設がありますので、現実問題として多言語で対応できる人材が不足しています。オリーブ公園、小豆島ふるさと村、二十四の瞳映画村においても、十分にコミュニケーションがとれる語学スキルを持ったスタッフが配置できていないのが現状ですが、小豆島観光協会や福武ハウスには英語を話せる職員を配置しております。町としましては、次回の瀬戸内国際芸術祭に向けて、島の内外を含めて、語学能力を持った人材が見つければ、観光施設や展示会場のスタッフとしての採用を積極的に考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 坂口議員の3点目の大型クルーズ船が停泊できるだけの港の整備についてお答えいたします。

現時点において、大型クルーズ船に対応した岸壁整備について、町としての構想は現在はありません。現在の坂手港の岸壁は、ドルフィンを含めて約130メートル、水深はマイナス6メートルとなっておりますが、大型クルーズ客船を接岸するにはサンポートクラスの岸壁が必要で、延長約310メートル、水深マイナス10メートル程度の規模が必要でございます。坂手港にこのクラスの岸壁を整備するには、最低でも約50億円程度の事業費が必要と考えられます。国の補助事業を活用いたしましても、事業費の10%、約5億円程度は町が負担することとなります。また、事業の規模からして、県営事業として取り組んでもらわなければならないことがあります。

ますことから、今後県と港湾整備の可能性について協議を行いたいと考えておりますが、いずれにいたしましても県営事業の可能性と町財政の状況を見きわめて検討する必要がございますことで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） まず、看板、マップのことですけれども、こういった例があります。岐阜県の高山市では、市街地の案内表示も英語、中国語、韓国語の3カ国語を使って表記しているみたいです。そして、観光案内のホームページでは、11カ国語で対応しているみたいですけれども、外国人に小豆島の魅力を知ってもらうには、やっぱりインターネットというものを最大限に活用することも重要な戦略となってくると思うんですけれども、その点についてどういうふうにお考えなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山本真也君） 今、観光のホームページということでございますが、小豆島観光協会のほうでいろいろホームページをつくりまして、観光の情報発信をしております。それについても、少なくとも英語ぐらいは検討してまいりたいと思いますので、また帰り次第相談させていただければと思います。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） ぜひ、英語、中国語、韓国語ぐらい、3つぐらいはお願いしたいと思います。

それと、港の件ですけれども、今坂手港はちょっと条件的にはやっぱり無理というか、ちょっと厳しいようなお話を聞きましたけれども、町内でどこか別に検討するという方向性はないのか、ちょっとお伺いしたいんですけど。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 今のご質問なんですけれど、坂手港に岸壁を整備する

のは地形的に難しいということではございません。事業費的に50億円ぐらいの費用がかかってきますもので、町の負担が、国の補助を利用しましてもまず5億円、町の財政的に大丈夫かどうか。

それと事業の規模からして、また坂手港におきましては県が港湾管理者でありますことから、県が事業主体であってもらわなくてはいけないことですもの、県と港湾整備の可能性について協議する必要があるものですから、その点で今後検討が必要ということをお願いしたもので、坂手港でそのバースができないということではございません。坂手港でも可能でございます。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） わかりました。ありがとうございます。

やっぱり、小豆島に長い時間滞在していただくほうが小豆島の魅力も伝わってくると思いますし、これはもっと前向きに検討していただきたいと思います。

それともう一つ、最後ですけども、コミュニケーションのことについてですけども、本当にこれ英語は大事になってくると思うんです。私も今年、去年と、福武ハウスのことにかかわらせていただきまして、英語の大切さを本当に痛感しとるわけです。その中でも、アーティストとか、スタッフの方と一番最初にコミュニケーションをとるとするのは子供なんですよ。やっぱり子供が一番最初にじかにコミュニケーションをとっていくんですけども、そういったことで今後、小学校からですけども英語の教育のほうにも力を入れてほしいと思うんですけども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（森口久士君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 今現在でも町負担として外国人英語教員を特別枠で採用して、3年生以上で活用できるようにしております。中学校では、3年生の英語の授業には必ず2人体制でそういう形でやっておりますから、今後とも十分に英語教

育、外国語教育のほうに力を入れていきたいと考えております。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） ありがとうございます。ぜひ、力を入れてやっていただきたいと思います。そうすることによって、また子供たちの可能性も随分広がってくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。

---

○議長（森口久士君） 3番中松和彦議員。

○3番（中松和彦君） 私は、地元佃煮、醤油産業に対する現状認識と振興策につきまして質問させていただきます。

さきの議員研修旅行において島根県邑南町へ参りまして、日本一の子育て村づくりを視察してまいりました。日本全国どこの町や村においても人口の減少、高齢化の波に洗われ、それに抗してさまざまな施策を切実に考え、実行しておることがひしひしと感じられました。また同時に、小豆島町における同問題に対する現状も、邑南町と比して決して遜色はないと思いました。そして、それは同時に、人口の減少、高齢化に対する即効の対策などはないということを再確認した次第です。さまざまな見解があるのは承知していますが、やはりその地域にしっかりと根差した産業の発展こそが人口問題の根本であろうかと思ひます。しっかりとした産業とそこに働く人々を中心に、さまざまな種類の商ひが存在し、さまざまな人々が暮らしを立てる、これこそが地域を維持、発展させていく根本ではないでしょうか。

翻って小豆島町を考えてみますと、従来からの佃煮、醤油の製造販売の分野でかなりのレベルで落ち込みが見られると巷間ささやかれています。同分野は、多数の人々を雇用するとともに、福利厚生制度も整い、老後にも安定した生活を担保するという、町にとっては極めて重要な産業、財産であります。現在進行中の新病院の建設、経営についても、産業の健全な発展は欠かさざるものと言えましよう。



以上の点から次に質問をいたします。

佃煮、醤油産業の現状をどのように理解されているのでしょうか。そして、具体的な振興策はどのようなものにとっておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 中松議員から産業振興についてのご質問がありました。産業振興の現状認識と、これからの取り組みの必要性について中松議員と全く見解を同一にするものでございます。小豆島町の今日があるのも、佃煮、醤油などの地場産業が大変力強いものであったからだと思えますし、これからの小豆島町の発展においても、地場産業が引き続き力を維持して発展していくことが不可欠であるという認識でございます。

醤油、佃煮産業の現状については、景気の変動等の中で大変頑張っていたいただいていると思いますが、ご案内のご承知のように、食の多様化あるいは健康志向、今日では円安による原材料、燃料の高騰などによって大変厳しい経営環境にあると認識をしております。とりわけ、佃煮産業がとても厳しい状況にある、個別企業ごとによって違いはあると思いますが、極めて厳しい状況にあると認識をしております。醤油、佃煮などの地場産業の振興は、これからの小豆島町の発展のためにはなくてはならないものでありますので、考えられる施策は全て行わなければいけないと思っています。

詳しくは、担当課長から説明もいたしますけれども、組織のほうも従来のように商工観光課が行うのではなくて、企画財政課、具体的には城統括監のもとに仕事を集中して、地場産業の振興に今年度から取り組んでいるところでございます。いろんなことをしなければいけないんですけど、例示だけいうと、香川県はかがわ産業支援財団というのが、研究開発あるいは販路拡張、企業の業種横断的な取り組みとかかなり頑張っておりまして、かがわ産業支援財団、企業によってはかなり助成

を受けているところもありますけれども、その連携を密にしております。私自身、理事長とは何度も公式、非公式で会って、意見交換、情報交換をしております。講演会の仲立ちをしてもらったり、あるいは見本市などもいろいろお手伝いをさせていただいているところでございます。

それから、議員も知っているマルキンの研究室長をしていた太田泰弘さんに地域振興アドバイザーになっていただいて、企業回りとかいろいろな面の助言などもいただいているところでございます。

いずれにしても、状況は大変深刻であるという認識をしております。詳しくは担当課長がご説明いたします。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 中松議員のご質問にお答えをさせていただきます。

基幹産業の醤油、佃煮の現状につきましては、先ほど町長のほうから答弁がございましたので、私のほうからは浜口議員の質問に対する答弁と若干重複する部分があると思いますが、主な振興策につきまして説明をさせていただければと思います。

まず、広く業界全体を下支えをいたします政策といたしまして、平成25年度から新しい産業づくり条例を制定をし、この条例に基づきまして、企業の一定規模以上の設備投資に対する税の補助制度を新設しておりまして、現在過疎減免終了後、5企業に対して約900万円の補助を行っているところでございます。また、これに加えまして、昨年7月末に小豆島町が離島指定を受けたことによりまして、離島活性化交付金という財源を活用できるようになりましたので、今年度の新規事業として、醤油、佃煮を戦略産品として指定をいたしまして、各社がつくった商品を小豆島からフェリーで島外へ移出をする海上輸送経費に対して、国の補助金を活用して海上輸送費支援事業としてスタートをさせておるところでございます。

この制度を立ち上げるに際しまして、醤油、佃煮の全体像を把握する必要がございましたので、その出荷状況を把握するために、町内の全ての運送事業者さんのところへお伺いして、聞き取り調査を行いました。中松議員のご指摘の基幹産業が元気になれば、町の税収はもとより、運送業やフェリーなどの運輸関係、それから資材や燃料を扱う事業者等にもその波及効果が及ぶということは、各運送会社を訪問した担当者も私も含めまして、身をもって学んだところでございます。

また、業界の中でも後継者もおり、より前向きな企業に対する支援につきましては、本年度のこれも新規事業として、かがわ産業支援財団のご協力のもとに、地場産業のPR強化と販路開拓を目的といたしまして、毎年2月に東京ビッグサイトで開催されておりますスーパーマーケット・トレードショーへ出展助成を予定しておりますところでございます。これにつきましては、町長答弁でもありましたように、町長とかがわ産業支援財団の理事長とかなり太いパイプもございました関係から、県全体で27枠、27ブースのうち、小豆島町から10社、土庄町からは県の一般枠で2社と、小豆島から合計いたしますと27枠のうち12社の出展が決定をいたしましたので、小豆島町から出展予定の10社に対して、旅費の一部の助成でございますが、これとあわせまして小豆島全体で12ブースが出展をすることになりますので、県のブースの中でも、小豆島ですよという部分が内外にアピールできるような装飾経費の助成を予定をしておりますところでございます。

また、このほかにも町長のご答弁の中にもありましたが、中松議員もご存じの、小豆島町出身者で元マルキンの研究室長をされておまして、現在はかがわ産業支援財団のアドバイザーもしております太田泰弘氏を地域振興アドバイザーとして委嘱をいたしまして、町の産業振興の担当者とともに定期的な企業訪問を行いまして、その見出した課題をテーマとしたセミナーの開催なども行っておりますところでございます。

なお、今後も町と企業が一緒になりましてこの課題解決に向けて頑張ってもらいたいと考えておりますので、どうかご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（森口久士君） 中松議員。

○3番（中松和彦君） くどいようですが、そんなんわかつとるわいとお叱りを受けるかもわかりませんが、佃煮と醤油の産業を外しての私たちの未来は考えられないと私は考えております。ですから、もっともつこの産業の振興に傾注していただいて、我々の未来をつくっていただきたい、そのように思います。例えば、これは格好だけかもわかりませんが、そういう佃煮課とか、あるいはそういった看板を立てて、町としては全面的にやっていくんだ、そういうふうな心意気をまず見せていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

---

○議長（森口久士君） 11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は4点について質問をさせていただきます。

最初に、消費税増税と町民生活についてです。

自公民3党が2012年に成立させた消費税増税法に基づいて、今年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられました。その結果、アベノミクスによる円安の効果とあわせて物価は急上昇し、国民の実質所得が落ち込み、消費が冷え込んだ結果、GDPは2期連続でマイナスとなり、日本経済は深刻な危機に陥りました。安倍政権は、この大不況に合わせて、2015年10月に予定されていた消費税率の10%への引き上げを2017年4月まで延期しました。しかし、先送りしても増税を実施するので、再び増税不況を引き起こすことになります。町民からも給料が上がらない、年金が引き下げられて本当に生活が大変だ、商売はやっていけない、また先ほどもあ

りましたように、地場産業も極めて厳しい、深刻だと町長も言われております。

そういう中で、この上10%に増税されたら町民の暮らしはどのようになるとお考えでしょうか、お尋ねいたします。町が町民から徴収する費用にも消費税がかかってきています。8%へ増税されたことによる使用料、手数料等の町民負担増は幾らになっていますか。また、消費税収は町民の暮らしに還元されたものはあるのでしょうか。あれば、それは幾らになるのかお尋ねをいたします。

また、消費税増税対策とされた子育て世帯臨時特例給付金、臨時福祉給付金の手続はどうなっているのか、人数と金額など現状をお尋ねいたします。

政府は消費税増税分は社会保障に使うと宣言していますが、一つでもよくなった社会保障制度はあるのでしょうか、あるのならお答えください。

安倍首相は、2017年4月に消費税10%実施を明言していますが、町民の生活から見れば、10%への増税は先延ばしではなくきっぱり中止を求めて、町民の暮らしを守るべきだと考えますけれども、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員の質問にお答えします。

消費税率を引き上げることは、少子・高齢化が進む中、国民の生活の安心を確保するため、また社会保障の安定、強化のため、必要財源を確保するために必要なことではないかと考えております。先般、消費税率10%の実施時期が延期されましたけれども、これは経済状況を慎重に判断の上、国政の場において決定していただいたものと考えております。

今後とも、引き上げの時期については慎重にしていきたいと私は思っております。

残余は担当課長が順番に説明いたします。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 鍋谷議員のご質問にお答えいたします。

平成26年4月から消費税率が4%から6.3%に、地方消費税率が1%から1.7%に引き上げとなり、本町の使用料等につきましても一括して改定させていただいたところでございます。

消費税は、転嫁を通じて消費者が最終的な負担者となることが予定されておる税でございます。地方公共団体も、資産の譲渡などを行う限りにおいては納税義務者となりまして、企業会計や収益の多い特別会計では納税を行っているところでございます。使用料、手数料の改定に伴いまして町民の方にご負担いただく金額につきましましては、平成25年度の一般会計の使用料や手数料の決算額を参考に、ごく単純な試算ではございますが約300万円程度の増額となっております。それから、水道課のほうで出していただいた数字ですが、水道の使用料で申し上げますと、1軒当たり年間で1,081円、月額で約90円の増額となっております。

また、議員のご質問にありました町民の暮らしに還元された金額でございますけれども、ご案内のとおり、地方消費税は県税でございます、その2分の1が人口や従業者数で案分されまして、地方消費税交付金として市町に交付されているものでございます。消費税率の改定に伴う増収分につきましては、社会保障財源交付金という名目で、この11月までに2,355万5千円が町に交付されているところでございます。

なお、この交付された交付金につきましては、現在進めております医療、福祉、介護サービスや子育て施策など大切な財源として活用させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） それでは私のほうからは、まず子育て世帯臨時特例給付金及び臨時福祉給付金の手続状況等についてご説明申し上げます。

本町におけます両給付金の申請期間は、7月31日から10月31日までの3カ月間で行われました。子育て世帯臨時特例給付金につきましては、対象見込み世帯数622世帯、対象見込み児童数1,026人に対しまして、申請世帯数610世帯、支給児童数1,006人で、約98%の申請率となっております。残りの12世帯20人につきましては児童扶養手当等の受給者であり、非課税世帯に該当したため臨時福祉給付金の対象者となり、そちらで支給した者が10世帯16人、また宛先不明などによる未申請者が2世帯4人となっております。

次に、臨時福祉給付金につきましては、対象見込み世帯数2,992世帯、支給対象見込み者数4,452人に対しまして、申請世帯数2,662世帯の支給者数3,961人で、89%の申請率となっております。残りの330世帯491人につきましては、本人は非課税ですが、町民税課税者に扶養されていたため非該当となり、支給対象外となった者が115世帯171人、また宛先不明等による未申請者が215世帯320人となっております。総支給額は合わせて7,412万5千円でございます。

また、一つでもよくなった福祉制度はあるのかとのご質問でございますが、消費税率の引き上げによる増収分につきましては、国におけます社会保障と税の一体改革として、その増収分を子ども・子育てや医療、介護、年金等の社会保障の充実、安定化に充てることとなっており、そのうち平成26年度で実施されるものとしたしましては、ことし4月からの国民健康保険後期高齢者医療の保険料の軽減対象の拡大や、平成27年1月からの高額療養費制度の所得区分の見直しによる中・低所得世帯の負担額の軽減などとなっております。以上でございます。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 消費税が創設されて以来の26年間で、消費税の総額は282兆円です。ほぼ同じ時期に、法人三税は254兆円、また所得税、住民税も248兆円減っています。消費税はその穴埋めに消えてしまっております。社会保障に使う

ということを言われておりますけれども、これまでも使われていた税金を消費税に置きかえただけで、中身はほとんど触れず、これまで消費税で使われて、残りの今まで使われていた税金はほかの大型事業などに回されているというのが実態だと思います。

税は応能負担が原則で、所得の少ない人には少なく、所得の多い人にはより多く負担してもらおうとして、そして生活に必要な最低限の所得をもらえないような人は非課税にするのが当然です。貧困と格差が大きな問題となっている今こそ、この原則が大事だと思います。大企業や富裕層に減税の大盤振る舞いをしてきたことが収収に大きな穴をあけて、巨額の政府債務の原因にもなっております。財政危機から脱却する道を確認するためにも、行き過ぎた減税にメスを入れることが必要だと考えます。低所得者、庶民に重い消費税の増税についてきっぱりと反対をする、増税の強行は許さないということをぜひお願いしたいと思います。

次に行きます。

2点目は、介護保険のサービス切り捨てはやめよということです。

安倍自公政権は、今年6月、医療・介護総合法の可決を強行しました。その中身は、多くの高齢者を介護サービスから除外し、利用者に大幅な負担増を押しつけるなど、公的介護保障を土台から掘り崩す大改悪となっています。総合法は、要支援1、2と認定されて、介護サービスを受ける人の8割が利用するホームヘルパーによる訪問介護、デイサービスなどの通所介護を保険給付から外すとしています。そのかわり、市町村が実施する地域支援事業に新しいメニューを設け、代替えサービスを提供するというのが政府、厚生労働省の言い分です。しかし、この新事業は予算に上限がつけられ、自治体は給付費の大幅な抑制を求められます。厚労省が7月に提示した新総合事業のガイドライン案は、1、低廉な単価のサービスの利用普及、2、認定に至らない高齢者の増加、3、自立の促進という3つのやり方で、事業の



効率化を図るよう自治体に指示しています。

低廉な単価のサービスの利用普及とは、ヘルパーなど介護職によるサービスを非正規やボランティアなど人件費の安い非専門職のサービスに置きかえていくということです。認定に至らない高齢者の増加とは、要介護認定を受けない人を増やすということです。新制度では、高齢者が市町村に介護サービスを申請し、窓口の職員が要支援相当と判断した場合は、要介護認定を省略して代替えサービスを割り振ることが可能となります。要介護認定を省略された人はもはや要支援者とは呼ばれず、非該当と同じ扱いとなっていきます。

自立の促進とは、介護サービスからの卒業推進です。新制度のもとでは、要支援者や要支援相当の人は、漫然とサービスを受けるのではなく、要支援状態からの自立に向けた目標を持たされ、行政から目標達成、状態改善とみなされると単価の低いサービスへの転換やサービスの終了が求められます。これでは卒業ではなく強制退学です。

また、総合法により、2015年度から特養ホームへの入所は原則として要介護3以上に限定されます。介護施設団体などの厳しい批判を受け、厚労省は虐待被害者、知的精神障害者、認知症で常時見守りが必要などの事情がある場合は、要介護1、2でも特例入所を認めるとしていますが、これらの人たちは本来老人福祉法に基づいて救済し、措置施設である養護老人ホームで救済すべき対象です。特例入所といっても、実態は措置入所の余地を残したというだけであり、救済される人は極めて限定されます。政府は、特養入所から外される要介護1、2の人に対し、受け皿を整備する計画も持っていません。今回の改変は、膨大な介護難民を放置したまま、見かけ上、待機者数を減らすというだけのものです。

また、介護保険の利用料に初めて2割負担が導入されようとしています。今回、負担増の対象となるのは所得160万円以上の層です。厚労省が設定する2割負担の

所得基準は、医療保険の現役並み所得のラインよりはるかに低く、しかも世帯ではなく個人の所得で決まるため、介護関係者からは高所得と言えない人まで負担増となる必要なサービス抑制が起りかねないという懸念が噴出しています。症状が重く、介護と医療の両方で自己負担をしている人、施設に入所して、食費、居住費の全額負担をしている人などには苛酷な負担増となります。

本町でこれらの影響を受ける町民は何人になりますか。高齢者と家族の暮らしと権利を守る立場でこの改悪法の中止、撤回を求めるとともに、現状のサービス水準を低下させない取り組みをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

要支援者サービスの新総合事業への移行については、条例で最大2年間実施を遅らせることができるとされていますが、実施延期をする考えはありませんか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員のご質問にお答えします。

先般の第186回通常国会におきまして、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる医療・介護総合推進法が成立しました。福祉の推進につきましては、医療保険や介護保険など、国の制度による基盤的なサービスの存在は重要であると思っております。国の立場からこうした社会保障制度を持続可能なものとする一連の改革については、国の立場からは必要な改革をしているんだと思っておりますので、撤回を求める考えはありません。

高齢者ができる限り住みなれた自宅、地域で暮らしていくための取り組みにつきましては、国の制度改正にかかわらず、小豆島町全体で取り組むことが重要であると考えています。国の介護保険制度は基盤としつつ、小豆島町独自の高齢者福祉のあり方を推進していくことが必要であると考えております。

こういった観点から、軽度家事支援サービスや運動機能向上のためのデイサービ

ス、サロン活動のための拠点整備、活動支援などさまざまな取り組みを今後とも推進していきたいと考えております。

制度見直しによる影響額等については、順次担当課長が説明申し上げます。

○議長（森口久士君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（濱田 茂君） 初めに、医療・介護総合推進法における制度見直しによる影響等についてお答えを申し上げます。

初めに、総合推進法の成立によりまして、全国一律の要支援認定者への訪問介護、通所介護サービスを市町村が取り組む事業に移行することとなりました。また、特別養護老人ホームを、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化すること、要介護3以上になります。このほか、低所得者の保険料軽減を拡充すること、このほか一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引き上げること、次に低所得者の施設利用の食費、居住費への補足給付に資産要件を追加することなどが定められました。

ご質問の制度改正に伴う影響についてでございますが、小豆島町のこれらのサービスの利用状況を、直近になりますと26年10月になりますけれども、こちらでいいますと、訪問介護は38名、通所介護、デイサービスは51名の利用となっております。

また、特別養護老人ホームは126名の利用があり、そのうち18名、14%に当たる方が要介護2以下となっております。また、昨年の25年の12月議会で村上議員から、社会保障改正プログラムについてというご質問において、利用者負担を2割にし、あわせて高額サービスの基準額を改める場合の影響額について、年間3,250万円程度の負担が見込まれるというご答弁をいたしました。このときの試算と条件に変更はありませんので、現在の被保険者数の約13.5%、人数に換算いたしますと、要介護認定者が約1,100人おりますので、このうち150名程度が自己負担2割に該当するものと考えております。

また、介護保険施設の食費、居住費の補助の縮小、これにつきましては年間1,400万円程度の負担増が見込まれ、これは40名程度が該当するものと考えております。

次に、新総合事業への移行時期についてでございますが、現状では平成27年度から全ての方にこの新総合事業で対応することは困難であるというふうに考えておりました。議員のご指摘のとおり、体制が整うまで実施を延期したいと考えております。なお、これについては3月議会のほうで、また条例等でご検討をお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 今、答弁いただいただけでも、多くの方がこの制度の改正によって今まで受けられたサービスが受けられなかったり、負担が増えたり、また補助が縮小されるということなんですけれども、この町民のサービスが受けられない、負担が増える、こういうことに対して、町はこのサービスを低下させないために具体的に実現可能な取り組みというのは、お考えはあるのでしょうか。

○議長（森口久士君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（濱田 茂君） 先ほどの町長の答弁でありましたとおり、介護保険制度はあくまで基盤ということで、重点的に専門家の支援が要る人に利用していただいて、それ以前の軽度の方については、市町村で独自に生活を支えていくサービスを充実していくことがこれからは非常に重要であるというふうに考えております。そのために、軽度家事支援とかデイサービス、またサロン活動などの活動をより一層の拡大充実を図っていくべきかなというふうに考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 実際にサービスを受ける人は、今まで受けられたものが受けられない、後退するということだと思っんですね。代替えサービスというの

は本当に安上がりのサービスということで、今回の厚労省の新総合事業というのは本当に町民にとっては許せないものだと思います。ぜひ、そういうサービス低下にならないような取り組みを十分にさせていただきたい。町長は、国には中止、撤回を求める考えはないと言われましたけれども、町民の立場でその辺もぜひ考えていただきたいと思います。

次に移ります。

3点目は、学校図書館に司書の配置をとということです。

6月に学校図書館法が改正され、学校司書が法制化されました。学校図書館は、利用者である子供たちや教職員がいつでも利用できるように常に開館し、多様な考えや知識に出会い、授業を支えることができる幅広い蔵書やさまざまな資料をそろえていることが求められてます。1校1名、司書資格を有している学校司書を継続的に配置している岡山市では、昼休みや放課後はもちろんのこと、10分しかない休憩時間にも、あの本の続きがあると図書館に駆け込んできたり、戦前日本がどうして軍国主義になったのか調べたいんだと資料相談に来たりする子供の姿が日常的に見られ、子供1人当たりの年間貸出冊数が83.3冊に対し、岡山県内で3校兼務となっている学校図書館では47.8冊など、子供の読書活動に歴然と差があるそうです。

また、教師の授業づくりを支えることも学校図書館の大きな役割の一つです。さらに、調べ学習では、情報リテラシー教育を意識した取り組みも行われています。情報の形式、形態、媒体が、地域社会に適合したコミュニケーションの方法を含めどのようなものであっても、全ての児童・生徒が情報の活用と評価の技能を学び練習することを支援するとユネスコ学校図書館宣言にうたわれているように、情報リテラシー教育は学校図書館の大きな役割の一つです。複数の情報を比較し、読み解く活動は、資料や情報に精通した学校司書がいるからこそできる取り組みです。このような学びを支える学校図書館であるために、学校司書は大きな役割を担ってい

ます。全国では、この10年間に小・中学校の学校司書の配置が急激に増えており、平成24年度の調査で、小学校では47.8%、中学校では48.2%の学校で配置されています。

先日、視察研修に行った日本一の子育て村、邑南町でも、全ての学校に学校司書を配置しているということでした。本町でも、子供の読書環境の改善のために、専門、専任、正規での学校司書の配置を求めますが、いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 鍋谷議員のご質問にお答えします。

学校司書についてのご質問でございますけども、学校図書館法が平成27年4月から、学校図書館の整備に従事する職員となる学校司書を置くよう努めなければならないと改正されます。この改正は努力義務であり、附則において、国はこの法律の施行後、速やかに新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格のあり方、その養成のあり方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとなっております。現時点で、国の講ずる必要な措置がどのようなものかとは不明であることから、平成27年4月からは、町立図書館に司書が3人おりますので、交代で各学校に試験的に派遣を行いたいと思っております。

国において、学校司書としての資格のあり方、その養成のあり方等について検討が行われ、どのような措置が講じられるかを注視しながら、適切に対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 努力義務であるとしても、全国では半分近い学校で学校司書を置いております。むとす館の司書を派遣するということですけど、むとす館の仕事はどうなるんでしょうか、3人しかいないとこで。学校司書は学校司書としての役割があります。むとす館の司書はむとす館での仕事があると思うんですけ

れども、そういうやり方では不十分だと思うんですけれども、その辺いかがですか。

それと、星城小学校には図書室がないんですか。昨年、学校訪問にお伺いしたときに図書室はありませんでした。これはもう大問題だと思います。図書室は会議室になってまして、その本は各教室にばらけて置いてるんだという校長のお話でした。小学校に図書室がないというこの点についてもどのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

○議長（森口久士君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 町の図書館の司書の仕事はどうなるのかといいます。今、図書館は10時から開館しておりますけども、その前から3人おるということですから、時間差をうまく利用してその業務に学校のほうへ行ってもらいたいなと思っております。全員がいうんじゃないくて、必ず1人が行くような形になると思います。あくまでも、学校からどういう要望があるかとか、どういう指導をしたらいいのかとか、そういう話し合いが中心になると思いますし、アドバイスをしていきたいなと思っております。できるだけ学校と協力してするよという方向で、来年1年間は見ていきたいなと思っております。その間に国の方策も出るのかなと思っております。

また、星城小学校に図書室がないというご指摘ですけど、それ私が校長のときに変えたんです。何をしたかといいますと、低学年コーナーというのがあります、学習コーナーと。1年生と2年生の真ん中に低学年学習センターというのがあります。そこに図書室の本を、低学年用に図書室を全部集めて、そこで低学年の子が本を読めるようにしています。中学年も同じです。高学年もそのように1カ所に、一番端のところの図書室のほうへ行くのには、そっちのほうは休み時間のほうに行けるという発想、また調べ学習なんかもすぐ行けると、そして図書室で勉強するときにもそこへ行って勉強できるというふうに変えております。図書室がな

いというんではなくて、図書室を分散したと。より使いやすくしているというふうにお考えください。以上です。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 星城小学校で本を分散したと。そしたら、学校司書が星城小学校へ行ったときには、その人は一体どこで仕事をすればいいのでしょうか。

○議長（森口久士君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 司書は、あくまでも学校には図書担当の先生がおります。まず、図書担当の先生との十分話し合いが必要だと思います。司書の先生は、私がこうします、こうしますと全部していくんでなくて、まず学校の現場の先生と十分話し合うと。そこから、今日はほんなら低学年のほうをこうやっていきたいと思いますという話に進んでいくんじゃないかなと思っています。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 1年間は国の対策など様子を見るということですが、町長も言われておりますけれども、子育て応援の町を目指すということであれば、学校司書も各学校に専門、専任、正規で置いていただいて、子供の教育に対して本当に力を入れていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

最後の質問です。学校給食の無料化をということです。

戦後広く行われるようになった学校給食の目的は、子供の栄養状態の改善にありました。しかし、学校給食は、今や食事のあり方、栄養の知識、旬の食材、地域の食文化などを伝える教育の一環、食育となっております。本町でも、食育授業、オーリーブ給食の充実を図っているところです。町長は、日本一の子育て応援の町を目指すとしていますが、学校給食を無料にする考えはありませんか。

7月に厚労省が発表した子供の貧困率は、過去最悪の16.3%、実に6人に1人の



子供が貧困家庭です。ひとり親家庭は半分以上が貧困家庭です。先ごろ成立した子どもの貧困対策法も大綱で、義務教育段階における子供の貧困対策として、引き続き必要な経済的支援を行うとうたっており、この精神にも沿った支援です。子育てや教育にお金がかかることが少子化の理由の一つでもあり、少子化、人口減対策としても大いに意義があります。また、憲法26条は、義務教育はこれを無料とすると明記しています。その精神に立てば、学校給食は本来無料にするべきではないでしょうか。ぜひ実施を求めますが、いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 失礼します。鍋谷議員のご質問にお答えします。

学校給食無料化についてのご質問ですけれども、学校給食法第11条第1項で、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、政令で定めるものは義務教育諸学校の設置者の負担とするとなっておりますので、人件費や施設等の整備、維持費は町の負担となっております。

次に、第2項で、前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とするとなっておりますので、学校給食の賄い材料費は保護者負担となります。平成25年度の決算では、給食費負担金は約6,468万円であり、先生を含めた給食費負担対象者が1,279人ですので、1人当たりの年間負担額は5万570円となっております。このうち、小・中学校の児童・生徒数が974人ですので、義務教育の給食費を無料化するには、約4,925万5千円の一般財源が必要ですので、大きな財政負担となります。

また、困っている家庭の方への対策としては、収入等の要件ではございますけれども、準要保護制度がありまして、給食費の負担は1割となっております。

以上のことから、給食費の無料化は考えておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 今、学校給食法で食材は父母の負担だということを言われましたけれども、文部省自身の文書に負担割合は地域の実情に応じてとされており、無料化は可能だと思います。実際に、兵庫県相生市や群馬県南牧村、茨城県大子町、栃木県大田原市など多くの自治体で実施をされております。大田原市では、2010年の補助金導入に際し、文部科学省に問い合わせをしたそうです。その返事は、学校給食法では給食に係る経費の負担区分を定めている。学校給食費とされるのは食材料費及び光熱水費となり、原則として保護者負担となる。しかし、これは経費の負担環境を明らかにしたものであり、この趣旨は、設置者の判断で保護者の負担を軽減することは可能とされている。この解釈は、学校給食室のハンドブックの質疑応答の中の説明にある。保護者の負担軽減を禁止する趣旨のものではない。また、負担軽減の手續論まで定めていないので、軽減の方法に制約はないと思われるという回答を得て、事業を実施したそうです。東京都葛飾区では、多子世帯に対する経済的負担軽減策の充実として、第3子以降の子供の給食費を無料にしています。また、前橋市も、子育て世帯が抱えている経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備を図り、もって少子化対策を推進することを目標に、第3子以降の学校給食費の無料化を実施しております。和歌山県新宮市でも、新年度から小学生2人以上いる世帯に対し、所得に関係なく2人目以降の給食費を無料にしているそうです。このような先進例も参考にして、日本一の子育て応援の町小豆島町でも、そういう先進的な取り組みをぜひ検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。終わります。

---

○議長（森口久士君） 4番松下智議員。

○4番（松下 智君） 私のほうからは、町行政が主体の商品券の発行をというこ

とで質問いたします。

これまで、大型店の進出に伴い、危機感を持って始めた町商工会の商業協同組合が運営してきました商品券事業は、今年9月末で発行を停止し、この12月末をもって終了となるようでございます。その理由を私自身が推察しますと、人口減少による事業者の後継者不足、また売上不振による資金運営面の苦慮、それから消費者側からいけば、消費者のメリット不足といえますか、具体的にはプレミアムに魅力がなくなった、それから高齢化による購買額の減少等々が推察されます。

そこで、町長は、平成22年12月号の町広報で、町の商店はまちづくりで重要な役割を担っています。町の発展には、町民の生活を支えてくれる商店が不可欠ですと。それから、中段あたりで、町での買い物は、町への経済波及効果もあり、町の税収増にもつながっています。それから、飛びまして後段で最後の締めで、町行政でも、なかよし商品券を活用するなど商店の活性化に取り組んでいきますと、こう言われております。

またそれから、商品券の発行は、私個人的には、町内における消費拡大を促すとともに、商工業の振興と活性化を図る観点からも継続すべき事柄かなと思っております。そのためには、町行政からの支援、援助等が必要不可欠であると強く思っております。

ここで、質問をいたします。

質問1、町行政としては、地元消費の喚起、地域商業の活性化、町内経済の振興を図る責務があると考えますが、町長はこの状況をどう感じておられますか。

質問2ですが、行政が主体で商品券の発行と運営することについてです。

その理由は、商品券の発行は県内で9商工会で実施しており、そのうち6商工会が行政が主体となって運営しております。行政が主体でのこの傾向の要因としては、商品券の発行における資金決済に関する法律では、財務局への届け出や、有効

期間が6カ月を超える商品券を発行する場合には、未使用残高の2分の1以上の額に相当する額の発行保証金の供託が残券に対して必要になってまいります。ただし書きがありまして、ただし国または地方公共団体が発行しているものである場合は、この法律の規制の対象外であると規定されております。保証金の供託の免除は、事業者の資金運用面で大きく負担が軽減されるメリットがまずあります。

それから、この通告後にちょっと財務局のほうへ問い合わせしてみたんですが、保証金の供託以外にも、基本的には届け出も何も要らないという回答をもらいました。ですから、商業協同組合という、今まで法人格でないとできなかったものが、それも必要ないと。それから、法人の場合には商工会で経理ができなかったんですが、その規制が外されますから、それも外れると。また、商業協同組合という法人への消費税とか所得税、それらも恐らく考えんでええんじゃないかと。本当に、煩雑な手続がほとんど必要なくなるというふうに判断しております。

それから、質問3番目ですが、商品券発行のプレミアム部分の援助についてでございます。

説明いたしますと、消費者にとっては商品券のプレミアム部分がメリットであります。現状は、商品券加盟店のみがこのプレミアム部分を負担しております。各事業所の売上不振等から非常に重荷になってきております。このプレミアム部分の助成は、商品券の発行の継続には必要不可欠な要素であると考えられます。

なお、行政が発行主体の場合は、県内全てプレミアム商品券を発行しております。具体的には、今まではこのプレミアム部分は0.5%程度やったんですよね。それが県内の6事業所、いろいろあろうかと思えますけども、10%程度がありがたいんじゃないかと思えます。具体的に言いますと、これまでの商業協同組合が実施しておいた売り上げが年間約1千万円です。その10%としましたら100万円、100万円支援いただいたら継続は可能でないかと、そう思っております。

それから、これも一般質問通告後の話ですが、12月12日の四国新聞に、選挙公約で、地域活性化の中で自由度の高い交付金の導入、これは全党が賛成しております。同じく地域活性化の中で、地域商品券の発行支援という項目があります。これは、自民党を初め公明党、共産党も賛成しております。簡単に申し上げますと、地域商品券の発行支援を公的に掲げる自民党は、地域経済活性化のために実施すべき施策、重ねて申し上げますが、公明党は効果の高い施策を支援する、共産党も商店街活性化などの後押しとなり得る、こういうふうにしております。参考までに申し上げますけれども。

ぜひですね。質問の2番、3番が実施継続の最低条件と考えておりますので、前向きな検討を、慎重に回答をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 松下議員から商品券についての質問がありました。

地元の商店で使える商品券というのは、ご質問にあったように、地元の商店の活性化のみならず地元小豆島町経済の振興に役立つもんだと思います。したがって、小豆島商業協同組合の発行するなかよし商品券の事業が終了したのは、町の活性化にとってマイナスになることだと思えます。ご質問にありましたように、県内でもたくさんの自治体で行政主体で運営してるということですので、小豆島町でも、小豆島町が主体で実施をするという方向で、商工会と協議をしてまいりたいと思えます。その際、プレミアム商品券も、先行自治体の実施しているということですから、当然そういう方向で検討したいと思います。

それから、地域商品券発行支援事業が国において導入されるのであれば、当然のことながら小豆島町も積極活用したいと思います。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山本真也君） 答弁につきましては、ほぼ町長が今申されたとお

りでございますが、先ほどのご質問に続いてではございますが、商店数について見てみますと、昭和54年の商店数が531件でございました。平成19年にはそれが341件と、64.2%にまで減少しております。また、商工会につきましても、昭和54年には946件でありました会員数が、平成19年には660件にまで減少しております。

ご質問のありましたなかよし商品券につきましては、廃止の発表を公表したのが9月の初めでありまして、本町には9月4日に連絡をいただきました。後日、小豆島商業協同組合の理事長に経緯をお聞きしたところ、松下議員の言われた理由に加えまして、同氏の体調不良によりまして、後任を探したものの、ほかの副理事長も高齢と荷が重いというような理由から後任が決まらず、商業協同組合を解散せざるを得なくなってしまう、そのために商品券については廃止、清算する必要ができてきたとお聞きいたしております。

商工会に確認いたしましたところ、町が主体となって商品券を発行し、取り扱いにつきましてはできれば商工会が実施したいとの意向でありました。町としましても、新たな商品券を発行することについて、商工会とともに国の地域商品券発行支援策の動向も見ながら、使用期限や多くの加盟店で使える工夫について及びプレミアムの付加についても、慎重に、そして積極的に検討してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。以上です。

○議長（森口久士君） 松下議員。

○4番（松下 智君） 前向きな回答、ありがとうございます。

ただ、商品券は、やはり町内の需要は高いと思っております。中でも、1千万円のうち500万円前後は冠婚葬祭とか、そういったものに使われております。これが冠婚葬祭が全て、普通のスーパーとかそんなところへ行ったらもう返ってきませんので、ぜひ前向きに検討お願いしたいのと、町が主体となってやる場合も形態がいろいろあるかと思えます。話し合いする中で、非常に小豆島町独自の課題も出てく

るでしょうし、いろいろあろうかと思いますが、ぜひ前向きに、積極的にお願いしたいと思います。以上です。ありがとうございました。

---

○議長（森口久士君） 5番谷康男議員。

○5番（谷 康男君） 私からは、小豆島の観光についてご質問いたします。

小豆島の総生産額に対する各生産割合、その中で特に観光の生産割合はどの程度なのか。それから、その観光による経済波及効果は。

それと、最近、小豆島においてもクルーズ船の誘致を積極的に行っていますが、クルーズ船誘致による経済効果はどの程度か、それから今後のクルーズ観光の需要予測と取り組み、観光ニーズが多様化する中、小豆島町として独自の戦略はあるのか、お伺いいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 谷議員の質問にお答えします。

観光は小豆島にとってなくてはならないというか、小豆島が元気になる上で必要不可欠なものであるだけでなく、私は、小豆島のすばらしい文化とか伝統とか自然は、島の人だけで楽しむものではなくて島の外の人、それは日本だけでなく世界中の人に知ってもらうことが必要だと思っています。小豆島のためだけでなく、日本や世界の人のために、小豆島のすばらしいものを守って磨いて発信していくことが我々の義務だと思っています。

そういう観点からすると、私たちに必要なのは、まず小豆島のよいものを守って磨くこと、そしてそれを発信すること、そして受け入れ態勢を、例えば宿とかおもてなしとか、観光のコースをきちんとするとか、坂口議員から質問ありましたように、語学ができてコミュニケーションできるようになるとか、そういうことを一つ一つ積み重ねていくということが必要だと思っています。その結果として、クル

ーズもどんどんやって来てくれるということだと思っております。

クルーズについては、具体的には、民間の皆さんがつくっているクルーズ誘致の会というのが見えないところで何度も何度も船会社に行ってお話をした上で来ていただいておりますけれども、最近は船会社のほうから積極的に小豆島に行きたいという声もちらほら出始めているということですので、いずれにしても自分たちの自然文化、伝統、産業などに自信と誇りを持って、それを磨いて世界に発信していくということが基本であろうと思っております。

残余は担当課長が説明します。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山本真也君） 谷議員のご質問についてでございますけれども、小豆島での総生産額や各生産割合についてはデータがございませんので、平成24年の総売上額で見ますと、宿泊業と飲食サービス業を合わせまして16億2,800万円となり、産業での総売上額583億2,500万円の約2.8%になります。しかし、この上にまだ運輸業や小売業、建設業、電気・ガス・水道業の一部が乗っかってくることとなりますので、従業員数から計算してみますと、約40億1,300万円程度が観光関連の売上金額になろうかと推測されます。

次に、クルーズ船の誘致につきましては、平成23年に結成されましたクルーズ誘致の会が中心となりまして、小豆島へのクルーズ船誘致活動を行っております。本年は、10月4日ににっぽん丸が、また10月16日と20日の2回、飛鳥Ⅱが寄港いたしました。中でも、16日の寄港は、台風18号の影響によりまして急遽小豆島に行き先を変更したもので、町長のブログにもありますとおり、小豆島での対応を信頼していただいた結果だと喜んでおります。

クルーズ船誘致による経済効果について、本年度を考えてみますと、にっぽん丸には約230名の方が乗船され、そのうち約190名が映画村、寒霞溪ロープウエー、オ



リーブ公園、マルキン醤油記念館、エンゼルロードなどを訪れ、国際ホテルや島宿真里さんでの昼食というオプションツアーに参加されています。また、16日の飛鳥Ⅱでは、乗船者が約400名あり、ほぼ全員の方が寒霞溪、オリーブ公園を訪れています。さらに、20日の飛鳥Ⅱでは、825名が乗船され、そのうち約800名の方が上陸されて、オリーブ公園と映画村を訪れました。本年の3回の寄港で約1,400の方が小豆島に上陸されましたが、そのための経費として、通船のオペレーション費用、バスの手配経費、昼食の提供料、利用料、土産物代などが上げられます。瀬戸内国際芸術祭での経済効果によりますと、観光を目的とした利用者の場合、平日、日帰りでは消費額が9,647円でありますので、滞在時間等を考慮して約半額程度の1人当たり5千円の経費であったとしても、直接経費だけで約700万円の経済効果が見込まれるほど、大きいと考えられます。

今後のクルーズ観光の需要予測と取り組みについてであります。具体的な予測はつかないものの、クルーズに参加される方は時間的、経済的に余裕のある方であり、波及効果の期待できる客層であります。坂口議員にもお答えしましたとおり、小豆島への寄港回数は現在平均2.1回となっておりますので、この回数を増やすよう誘致の会と協力して推進いたします。また、日本のクルーズ会社は3社ありますが、その誘致にとどまらず、海外のクルーズ会社についても誘致できないか、その方法についても誘致の会と検討してまいります。

今後、水族館誘致が実現できれば、クルーズで来られるお客様に対しても非常に大きなアピールポイントとなると期待しておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。以上です。

○議長（森口久士君） 谷議員。

○5番（谷 康男君） 私が質問したのが、例えば今、観光客、クルーズの場合で1,400人で700万円とか、概算ででしょうけども、結局そういった統計とか産業連関

表とかいうのがあります。だから、今後、町がいろんな施策、観光に対してもですけども、打つ上で、そういった連関表とかいうものを使ってといいますか、そういう統計資料をぜひ持っていただきたいというか。例えば、年間100万人を常に超えていますと、小豆島の観光、100万人超えて、じゃあ1割減ったら小豆島の中でどれだけ影響があるのか、逆に1万人増やしたら小豆島にとってどれだけのメリットがあるのか、そういうものが今のところないんじゃないですか。だから、特に外部の調査機関にお願いしても構わんと思うんです。大体そういったもので、産業における観光とか、町長もおっしゃってるように、小豆島へ来ていただく、小豆島の中で伝統文化とか、小豆島で今まで培ってきたものを見てもらった上でという形での学ぶための観光ということは、先ほどおっしゃった佃煮業界とか、醤油業界、食品業界の、これは宣伝とかPR効果はあるわけなんですから、年間100万人が来てくれるところにそういったものも。だから、これは小豆島のPRプラス今やられている食品業界等々のPRにもなるわけです。ということは、その小豆島の観光客というものがただ泊まってもらって幾ら、お土産が売れて幾らという計算じゃなくて、それからの波及していくもの、そういったものをきちんと把握するための資料を、町のほうで何らかの形で持っていただきたい。これは今までの質問の中のいろんなところにかかわってくる問題なんです。

例えば、地方創生の部分にしてもそうです。小豆島のここにこういうものがあればこれだけの効果がありますよと、国に対して、県に対して、当然要望を出すときに、ここにこういうものがあつたらこれだけ全体に効果があるんですというものがきちっと説明できるような資料を皆さんで持っていただきたい。それを我々が、例えばネットで町の広報の中から開いて、あ、今年の観光客は120万人出たと、去年よりも10万人多い、じゃあ小豆島全体で何億円経済効果があつたというような、わかるようなものを持っと思っていただきたい。我々が質問したときに、例えばネットで

調べるとき、そうしますと町の中で、先ほどイノシシ課とかなんとか言うてましたけども、資料統計課というような形で、そういうものでちゃんとした統計を持っておくと、そこに対して、島から出た方でそういうマーケティングとか調査とかそういうものが得意な方もいれば、そういうことを専門にやられた方を町として採用することもできますし、そこが小豆島、今からの戦略上必要だと思う。そのところ、町長。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 谷議員のご指摘のとおりだと思います。精緻なものをつくらうと思えばシンクタンクをお願いしないといけないんですが、幸い昨年、瀬戸内国際芸術祭で買い物のデータとか、いろいろ基礎的なデータもありますし、経済乗数をどうとるかは判断の問題です。例えば1.5にするとか1.9にするとか2にするとかちゅうのはもう判断の問題なので、大胆な仮定を置けば、谷さんが言われたことはおおむねそんなに時間がかからずできるのではないかと思いますのでトライをしてみますが、正確なものとなると、やはりシンクタンクの知恵をかりなければいけないと思います。とりあえず、大胆に一度計算してお見せします。

○議長（森口久士君） 谷議員。

○5番（谷 康男君） シンクタンクも必要かもわかりませんが、例えばシンクタンクに要領といいますか、教えてもらって、そのノウハウを持って、島内の中でいろいろ今後の企画に役立てていただきたいと思います。これで質問を終わります。

○議長（森口久士君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は2時45分にします。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時43分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 議案第51号に対する決算特別委員会審査報告について

○議長（森口久士君） 日程第4、議案第51号に対する決算特別委員会審査報告についてを議題といたします。決算特別委員長の審査報告を求めます。谷委員長。

○決算特別委員長（谷 康男君） 平成26年12月17日。小豆島町議会議長森口久士殿。決算特別委員会委員長谷康男。

決算特別委員会審査報告書。

本委員会は、9月17日付託された平成25年度小豆島町歳入歳出決算認定について慎重審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1、委員会開催年月日。平成26年10月28日、平成26年10月29日、平成26年10月30日。

2、審査の経過。理事者の出席を求め、平成25年度小豆島町歳入歳出決算全般にわたり、決算書、主要施策の成果に関する説明書及び監査委員の決算審査意見書を参考にしながら、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3、件名及び審査の結果。議案第51号平成25年度小豆島町歳入歳出決算認定について、次の事項に留意すべきであるとの意見を付して認定すべきものと決定した。

総括意見。未収金対策について。地方における依然とした厳しい経済状況の中、各課の個別な取り組みと収納対策室と連携した徴収への努力により、その成果が認められる。今後、納付意識の啓発や徴収に対する研修を進め、未収金を発生させないよう、さらなる徴収への努力をされたい。

次いで、個別意見。

農林水産課。

有害鳥獣（イノシシ）被害対策については、人家付近にイノシシが出没するなど危機的な状況となっている。これまでの対策では限界があるので、思い切って資金投入し抜本的な対策を検討されたい。

内海病院。

平成25年度決算については、経営努力の成果が実り評価できる。しかしながら、さらなる医師不足により急速に経営状況が悪化しており、引き続き香川大学等と連携し、医師の確保に鋭意努められたい。

健康づくり福祉課。

町民に危機的な国保財政の状況を認識してもらい、医療費の適正化と国保財政の健全化に向けて成果が出ているジェネリック医薬品推進等の取り組みをさらに進められたい。

子育て共育課。

内海地区における就学前教育（幼・保一元化）のあり方を早急に検討し、無駄のない施設整備の方針を示されたい。

商工観光課。

中山地区への観光客増加に伴い、大型バス等に対する駐車場整備について検討を進められたい。以上。

○議長（森口久士君） それでは、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第51号平成25年度小豆島町歳入歳出決算認

定について反対の立場で討論を行います。

一般会計では、健康づくりや福祉の推進、子供の入院医療費の中学卒業までの無料化など、住民の願いに沿った施策に関する支出は評価できるものです。しかし、瀬戸内芸術祭が行われ、島外から多くのお客さんでにぎわった反面、地元町民や職員の負担は大きく、作品の購入など、町民の生活実感からは認めがたい多額の支出があったこと、小豆医療組合負担金など、公立病院再編整備事業に多額の支出がされていること、また国が終結した同和事業、部落解放同盟への啓発活動補助金や個人給付などの支出を続けていること、手数料引き上げなど町民への負担増や民間労働者や地域経済に与える影響も大きい職員の給与削減が行われたことなど、認められない支出もたくさんありました。

また、後期高齢者医療保険は、75歳以上の高齢者を別の医療制度に加入させ、新たに保険料を徴収し、重い負担を押しつけ、その上治療や検診の制限を設けるなど、安心して医療が受けられない高齢者いじめの制度であり、廃止すべきです。

さらに、内海ダム再開発関連の支出もありました。以上のことから、私は決算認定に反対をいたします。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。9番安井信之議員。

○9番（安井信之君） 私は、議案第51号平成25年度小豆島町歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論いたします。

先ほど言われました、病院、また芸術祭での支出は、島の未来を左右するものであり適当だと思います。

また、同和行政に対しても、見識の違いというふうなことで、私はまだ必要であると思いますので、議案第51号平成25年度小豆島町歳入歳出決算を認定することに賛成いたします。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。議案第51号平成25年度小豆島町歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第51号平成25年度小豆島町歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 報告第11号 専決処分の報告について（平成26年度小豆島町一般会計

補正予算（第5号）

○議長（森口久士君） 次、日程第5、報告第11号専決処分の報告についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 報告第11号専決処分の報告について提案理由のご説明を申し上げます。

去る12月14日に行われました衆議院議員総選挙に要する経費が必要となりましたので、平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）を地方自治法第180条第1項の規定により11月25日付で専決処分としたものであり、同条第2項の規定により議員の皆様にご報告するものであります。

詳細につきましては担当部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 報告第11号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

上程議案集の1ページをお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、あらかじめ議会において定められております小豆島町長の専決処分指定事項に基づきまして、専決事項に記載のとおり、平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）を専決処分いたしましたので、議会にご報告するものでございます。

1ページめくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

今回の専決事項でございます一般会計補正予算（第5号）は、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ1,718万2千円を追加させていただいたものであり、11月21日の衆議院の解散を受けまして、急遽11月25日付で衆議院議員選挙の執行経費を補正計上させていただいたものでございます。

歳出の内容につきましては、別冊の補正予算説明書の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳出でございますけれども、過去の選挙に準じまして、1節報酬から18節備品購入費までの各節ごとの衆議院議員選挙の執行経費を計上させていただいております。

なお、歳入につきましては、前のページ、5ページ、6ページに記載しておりますとおり、全額国からの委託金でございます。以上、簡単ですが、報告第11号の説明を終わらせていただきます。

○議長（森口久士君） 以上で報告を終わります。

~~~~~


る訴え

の提起について)

○議長（森口久士君） 次、日程第6、報告第12号専決処分の報告についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 報告第12号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

町の債権の支払請求に係る訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

内容につきましては、担当室長から説明させます。

○議長（森口久士君） 収納対策室長。

○収納対策室長（立花英雄君） 報告第12号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

上程議案集の4ページをお開きください。

報告第12号につきましては、収納対策室から催告によって町営改良住宅使用料の納付を求める請求を行ったものの、納付が履行せず、また納付相談にも応じなかったことから、納付意識が極めて低いと判断し、[REDACTED]簡易裁判所書記官に対してその支払いを求めた支払い督促を申し立てていたものでございます。

専決処分事項については、町の債権の支払請求に係る訴えの提起についてでございます。

議案集の5ページをお願いいたします。

小豆島町専決処分第7号、専決処分書でございます。

下記の相手方に対し、町の債権の支払請求に係る訴えを提起する。

1、支払督促申立日、平成26年11月19日。

2、請求の相手方、[REDACTED]。

3、請求の趣旨、[]名義の町営改良住宅使用料、平成14年2月分から平成26年10月分まで、153カ月分、53万5,500円及び申立手続費用5,012円を支払うこと。

4、経緯といたしましては、[]に対して、平成26年11月19日に支払い督促を申し立てておりましたが、同年12月9日、同人から適法な督促異議申し立てが[]簡易裁判所に提出されたことから、民事訴訟法第395条の規定に基づき、支払い督促の申し立て時に訴えの提起があったものとみなされ、通常訴訟へ移行したものでございます。

以上のことから、議会の議決により指定された町長の専決処分事項に該当しますので、平成26年12月9日に専決処分を行ったことをご報告申し上げます。以上でございます。

○議長（森口久士君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第7 議案第79号 小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（森口久士君） 次、日程第7、議案第79号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第79号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第365号）が公布されたことに伴い、出産育児一時金の支給額に関する規定について改正しようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 議案第79号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の6ページをお開き願います。

今回の改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、出産育児一時金の支給額に関する規定について改正しようとするものでございます。

新旧対照表により説明させていただきます。

改正点は、第5条の出産育児一時金でございます。条文の2行目、改正前は「出産育児一時金として39万円を支給する」とありますが、改正後は「出産育児一時金として40万4千円を支給する」とします。

また、改正前の条文、4行目から5行目では、「規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする」とありますが、改正後は「規則で定める額を加算するものとする」といたします。

附則としまして、施行期日を平成27年1月1日とし、経過措置として、この条例の施行の日の前日までに出産した被保険者に係る国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものとするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第79号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第80号 小豆地区ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分につ

いて

○議長（森口久士君） 次、日程第8、議案第80号小豆地区ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第80号小豆地区ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆地区広域行政事務組合に設置していた小豆地区ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 議案第80号小豆地区ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分についてご説明させていただきます。

上程議案集のほうは8ページをお開き願います。

地方自治法第289条の規定によりまして、土庄町と協議の上、小豆地区ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分を下記のとおり定めることについて、同法第29

0条の規定に基づきまして議会の議決を求めようとするものでございます。

1の小豆地区ふるさと市町村圏基金の出資金等の処分につきましては、小豆地区広域行政事務組合同規約第13条第3項の規定による出資金等の総額5億円につきまして、関係町が同条第4項の規定に定める割合に応じ負担した金額及び香川県が負担した金額と同額を、関係町及び香川県に返還しようとするものでございます。

2の処分する財産に関する内容につきましては、土庄町の出資金等返還額が1億8,560万円、小豆島町の出資金等返還額が2億1,440万円、香川県の出資金等返還額が1億円の、合計5億円となっております。

3の処分年月日につきましては、平成27年3月31日としております。

なお、この同基金につきましては、小豆地区の一体的な振興整備を図ることを目的といたしまして、平成4年から5年の2カ年で積み立てを行ったものでございまして、これまでの間、基金の運用益によりまして、小豆島の観光の英語のパンフレットの作成、それから構成町独自のイベントへの助成、また広域ゲートボール大会や姉妹島との国際友好事業などへの助成を行ってきたところでございますが、基金設置から20年余りが経過をいたしまして本基金を取り巻く状況も大きく変化をしてまいりました。そういうことから、その役割を終えましたことから、このたび基金を廃止しようとするものでございます。

小豆島町の2億1,440万円につきましては、旧の内海町の積立分が1億3,860万円、旧の池田町の積立分が7,580万円、その2つの合計金額の2億1,440万円となっております。この小豆島町への返還額2億1,440万円につきましては、出資金返還収入として受け入れを行いまして、地域振興基金に積み立てようとするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。9番安井

議員。

○9番（安井信之君） 広域の議会でもちょっと質問させてもらったのですが、今までゲートボール並びに国際友好の部分でと、その部分はどないになるんですかというふうなことでしたが、その部分は要るときに町のほうが負担するというふうな話になっておるといふふうなことです、その辺はどういうふうな形でやっぺいこうとしているのかお伺いします。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 安井議員のご質問にお答えします。

先般、平成27年度予算の課長査定が、広域行政のほうの査定がございました。その際に、そのお話についてはお伺いをしたところでございます。

この基金廃止後につきましては、その必要に応じて、それぞれ構成町からその必要な額を負担をして事業の助成等、継続実施をするということでご了解をいただきたいと思ひます。以上です。

○議長（森口久士君） よろしいですか。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 広域の答弁では、とりあえずはゲートボールというんは決まっぺんですが、国際の部分には決まっぺない。その部分に関しては、国際友好の部分はどういうふうな負担割合というか、その辺はどういうふうな形でやっぺいく、その片方の町のほうの参加者が多かっぺたりとか、そういう部分での調整をつけるのか、その部分に関してはどういふふうに。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） その事業の中身によって当然変わっぺくるものだと思ひますが、基本的には広域の負担割合に応じて負担をしていくものだと理解しております。

○議長（森口久士君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。1番大川議員。

○1番（大川新也君） この2億1,440万円、財政基金のほうに入れるというのがありましたけど、これは返ってきたんですから、これを別の何かの枠にして、これの運用益でほかのものに利用するというふうな方向は考えられないんですか。そのあたりをちょっと。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 先ほどのご説明でも申し上げさせていただきましたが、地域振興基金という基金がございますので、その中で全体的な運用益を町の主要施策を行う際に充当してまいりたいと考えております。ですから、基金等については、地域振興基金全体の中で運用してまいりたいと考えております。

○議長（森口久士君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第80号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号小豆地区ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分については原案どおり可決されました。

~~~~~

体の数の

減少及び香川縣市町総合事務組合同規約の一部変

更につい

て

日程第10 議案第82号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団  
体の数の

減少に伴う財産処分について

○議長（森口久士君） 次、日程第9、議案第81号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について及び日程第10、議案第82号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分については相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第81号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について提案理由のご説明を申し上げます。

土庄町小豆島町環境衛生組合が平成27年3月31日をもって香川縣市町総合事務組合から脱退することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一部事務組合の規約の変更に係る関係地方公共団体の協議が必要となったことから、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

また、議案第82号につきましては、同組合が脱退することに伴う財産処分につきまして、同様に議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当部長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。



○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 議案第81号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同約の一部変更についてご説明をいたします。

上程議案集の9ページをお願いいたします。

町長から申しあげましたように、9月の小豆島町議会第3回定例会でご議決をいただきました土庄町小豆島町環境衛生組合が平成27年3月31日で解散することに伴いまして、香川縣市町総合事務組合から脱退することについて、本事務組合を構成する地方公共団体の数の減少及び規約の所要の変更を行おうとするものでございます。

そちらのほうに新旧対照表を上げておりますけれども、こちらのうち3つの表がございます。別表第1、こちらのほうが総合事務組合を構成する地方公共団体名でございます。それから、別表第2、こちらのほうが共同処理する事務ごとの構成団体を上げておるものでございます。それから、別表第3、こちらのほうが議員選挙区の構成団体ということになっております。この規約のそれぞれの別表のうちから「土庄町小豆島町環境衛生組合」、これを削除する、そういうふうな変更となっております。以上、説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第81号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川県市町総合事務組合規約の一部変更については原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、日程第10、議案第82号香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分についての内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 議案第82号香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分についてのご説明をいたします。

上程議案集の16ページをお願いいたします。

先ほどご議決をいただきました議案第81号により、土庄町小豆島町環境衛生組合が香川県市町総合事務組合から脱退することに伴いまして、これまで負担し、また給付を受けてきた退職手当、それから非常勤職員に係る公務災害や通勤による災害補償に関しまして、それぞれの基金の一部を処分して脱退する団体に還付することとなります。この処分について協議が必要であり、その協議にはそれぞれの議会の議決が必要となりますので、上程しておるものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第82号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第83号 小豆島町みさき園大規模改修工事に係る工事請負契約の

変更について

○議長（森口久士君） 次、日程第11、議案第83号小豆島町みさき園大規模改修工事に係る工事請負契約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第83号小豆島町みさき園大規模改修工事に係る工事請負契約の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

延命化を目的に実施しているみさき園大規模改修工事において、地中埋設物撤去工事及び破碎ポンプ等の更新を追加施工する必要性が生じたことから、工事請負契約を変更しようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 議案第83号小豆島町みさき園大規模改修工事に係

る工事請負契約の変更について説明申し上げます。

上程議案集17ページをご覧ください。

本件は、昨年9月の本会議で議決いただきました工事請負契約の変更について、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会にお諮りするものでございます。

契約の目的は、小豆島町みさき園大規模改工事。変更前の契約金額5億1,450万円を933万7,680円を増額し、5億2,383万7,680円にしようとするもので、契約の相手方は、株式会社クリタス西日本支社、西日本支社長高木秀則でございます。

1ページめくっていただきまして、18ページの工事概要書をご覧ください。

本契約の変更理由につきましては、4、変更理由の項目に記載のとおりでございますが、大きく2点ございます。

1点は、19ページのほうにお示ししております新しい施設管理棟建設場所を調査した結果ですが、現在のみさき園建設前の施設、この一部が地中放置されていることが判明いたしました。同放置物の撤去及び地盤改良に不測の費用が生じたものでございます。

2点目は、20ページにお示ししておりますし尿・浄化槽汚泥受入槽の防食・塗装工事のため、同受入槽内のし尿、汚泥を抜き取りまして槽内の点検をしたところ、槽内底部に設置しております汚泥を破砕するポンプに著しい劣化が認められたため、防食・塗装工事にあわせて破砕ポンプの更新を行おうとするものでございます。以上、簡単ではございますが、本件の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番森議員。

○8番（森 崇君） 理由の中で埋設物が発見されたというのがあります。これ

は何年前のもの、みんなが知らなかったかなという気がします。これが一つ。

もう一つは、同じなんですけど、破砕ポンプなどの劣化、これも事前にわからなかったものでしょうか。以上、質問します。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 正確な年代は、ちょっと今資料がございませんのでわかりませんが、同所に同じくし尿の処理施設がございました。それをみさき園としてリニューアル工事する際に、建物の一部、それと処理に必要な薬剤を一時貯留いたします鋼鉄製のタンクの一部、これが地中放置されておりました。関係者のほうの聞き取りをしたんですが、この辺の状況については、請負業者の任意であったものか町の発注者のほうの指示によるものかも不明でございまして、埋設放置についての理由については現在のところ究明できておりません。

他方、破砕ポンプのほうなんですけど、これにつきましては、周期的に施設の改修と申しますか整備をしております。その中で周期的なメンテナンスの中で対応すべき項目ではあるんですけども、今回著しい老朽が発見されてまして、今回槽内の防食・塗装工事にあわせて同時実施することが経済的に合理性があるということで、今回変更で上げさせていただいております。以上です。

○議長（森口久士君） 8番森議員。

○8番（森 崇君） これは何年前にこういう工事がされたんか、それぐらいは知りたいんですけど。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 申しわけございません。ちょっと今手元にございませんので、調べまして後ほどお知らせしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第83号小豆島町みさき園大規模改修工事に係る工事請負契約の変更については原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号小豆島町みさき園大規模改修工事に係る工事請負契約の変更については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第84号 平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）

日程第13 議案第85号 平成26年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第86号 平成26年度小豆島町病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（森口久士君） 次、日程第12、議案第84号平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）から日程第14、議案第86号平成26年度小豆島町病院事業会計補正予算（第2号）までの3議案は関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第84号平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）

について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いします額は5億5,106万9千円でございます。

補正の内容といたしましては、議会費34万5千円、総務費2億5,038万1千円、民生費1,381万5千円、衛生費2億6,545万4千円、労働費11万2千円、農林水産業費945万3千円、商工費693万9千円、土木費985万6千円、教育費マイナス678万6千円、災害復旧費150万円となっております。

詳細につきましては担当部長から説明させます。

なお、議案第85号小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第86号小豆島町病院事業会計補正予算（第2号）につきましても、順次担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（森口久士君）** 日程第12、議案第84号平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）の内容説明を求めます。企画振興部長。

**○企画振興部長（大江正彦君）** 議案第84号平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の21ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億5,106万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ109億9,521万9千円とするものでございます。

第2条は、地方債の変更並びに廃止でございます。

25ページの第2表地方債補正をお願いいたします。

上段の変更部分のうち上から4件につきましては、各種県営事業の事業費変更に伴いまして負担金の財源となる地方債の限度額をそれぞれ変更するものでございます。

5 件目の小学校特別支援補助講師配置事業につきましては、安田小学校に高松養護学校から支援が必要な児童 1 名が転入したことによりまして特別支援補助講師を当初予定より 1 名増員したため、その財源として地方債限度額を変更するものでございます。

次に、下段の廃止でございます。内海総合運動公園の長寿命化計画に沿いまして、公衆便所の水洗化等を含めました実施計画を行う予定でございましたが、採択要件の改正がありまして、来年度において別の補助金メニューに乗りかえて実施することといたしましたので、今年度は借入れを廃止することとしたものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明を申し上げます。

別冊の補正予算説明書の13、14ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。

14款国庫支出金及び15款県支出金につきましては、各種給付費や事業費の増減によりまして、それぞれ説明欄に記載の各種負担金、補助金、委託金の追加及び減額を行うものでございます。

説明欄の上から簡単にご説明申しますと、1 番目と 3 番目の自立支援給付費負担金は、障害者自立支援給付費の増額に伴いまして、国庫 2 分の 1 及び県 4 分の 1 の負担金が増額となるものでございます。

2 番目の社会資本整備総合交付金（公園分）は、地方債でご説明いたしましたとおり、内海総合運動公園の施設整備を補助メニューの乗りかえによって来年度実施にしたことによる減額でございます。

4 番目の隣保館運営費補助金は人件費の精算等に伴う減額、オリーブ生産拡大総合支援事業費補助金は、新たに 2 事業者から事業要望があったことなどによる補助の増額、漁港整備事業費補助金につきましては、単独県費吉田漁港高潮対策事業の



追加配分による増額、家庭・地域教育力再生事業委託金につきましては、幼稚園、保育所の保護者を対象といたしました家庭教育力応援講座の実施に伴う県委託金の受け入れを行うものでございます。

次に、16款2項3目1節出資金返還収入2億1,440万円でございます。これは、平成4年度から5年度に小豆地区広域行政事務組合に設置いたしました小豆地区ふるさと市町村圏基金、これが3月末で廃止されることとなりましたので、議案第80号でご議決いただきましたとおり、その財産処分として小豆島町の出資分が返還されるものでございます。

次に、18款繰入金、1項基金繰入金ですが、2目1節のふるさとづくり基金繰入金42万円につきましては、今月21日に内海総合運動公園におきまして、プロ野球選手によります小学生対象の野球教室を開催することとなりましたので、その開催経費にふるさとづくり基金を活用するものでございます。

8目1節のふるさと村整備運営基金繰入金208万2千円につきましては、ふるさと村のプール修繕及び製氷機の更新の財源として基金繰り入れを行うものでございます。

14目1節内海病院事業基金繰入金1億6,142万7千円につきましては、医師不足等によります病院事業会計の収益が悪化しておることに対応するため、病院事業会計負担金の財源として繰り入れるものでございます。

15、16ページをお願いいたします。

19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金1億6,666万1千円につきましては、今回の補正による一般財源の必要額をここで対応したものでございます。

次に、20款諸収入、5項1目3節雑入190万円につきましては、台風11号による旧サイクリングターミナル屋根の一部被災に対する建物災害共済金の受け入れでございます。

歳入の最後になりますが、21款町債の補正につきましては、第2表地方債補正で  
ご説明したとおり、それぞれ増額または減額を計上したものでございます。以上、  
歳入の補正額合計は5億5,106万9千円でございます。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

17、18ページをお願いいたします。

説明の前にお断りを申し上げます。例年どおり12月定例会におきましては、当初  
予算措置後の人事異動や給与改定等に伴う人件費の補正をお願いしておるところ  
でございます。また、時間外勤務手当、臨時職員等の賃金や社会保険料等につつま  
しても、実績を勘案して補正をお願いしておるところでございます。つきましては、  
特段の理由があるものを除きまして、人件費の補正につきましては説明を省略させ  
ていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、ご説明申し上げます。

1款議会費、1項1目議会費と2款総務費、1項1目一般管理費の4節までは人  
件費の補正でございます。19節負担金補助及び交付金1,013万円につきましては、  
年度途中で3名の職員が退職することとなったため、退職手当組合への特別負担金  
が増額となったのものでございます。

次に、2款1項7目企画費2億1,602万2千円でございます。7節賃金につつま  
しては、臨時職員の賃金の補正でございます。11節需用費から14節使用料及び賃借  
料の合計89万7千円につきましては、次回の瀬戸内国際芸術祭で草壁地区が新たに  
開催エリアとなることを念頭に置きまして、旧JA草壁支店をお借りいたしまし  
て、地域おこし協力隊員を中心とするアーティストチームによる絵画教室や英語教  
室を今年度から開催していくこととなったため、その経費で各施設の費用を計上し  
たものでございます。25節積立金2億1,440万円につきましては、歳入でご説明申  
し上げました、小豆地区ふるさと市町村圏基金の出資金返還収入を地域振興基金に

積み立てるものでございます。

以下、このページの下段から次のページの3款1項1目社会福祉総務費、4節共済費までは人件費の補正でございます。28節繰出金64万8千円につきましては、給与改定等により国保会計への繰出金が増となるものでございます。

以下、4目国民年金費までは人件費の補正ですので省略させていただきます、3款民生費1項5目障害者福祉費592万8千円でございます。19節負担金補助及び交付金44万5千円につきましては、社会福祉法人ひまわり福祉会の知的相談事業所きららが実施いたしております相談支援事業に対する負担金の増でございます。4月1日現在の登録数案分により、小豆島町の負担が増加となったものでございます。20節扶助費につきましては、各種自立支援給付費の実績見込みが説明欄のとおり増減しておりますので、それを計上したものでございます。トータルでは548万3千円の増額見込みでございます。なお、財源は国庫負担2分の1、県負担4分の1を見込んだものでございます。

以下、このページの下段から次のページの下段、4款2項1目清掃総務費までは人件費の補正ですので省略させていただきます、21ページの一番下の4款2項2目塵芥処理費205万3千円でございます。7節賃金26万2千円につきましては、粗大ごみの収集あるいは捕獲した有害鳥獣の処分などによる作業員の時間外が生じておりますので、その手当の増額でございます。13節委託料のうち、説明欄1の収集業務等委託料79万1千円につきましては、大型ごみの有料化を控えまして今年度の大型ごみの搬出量が例年の約1.8倍になっておりますため、収集業務委託料が増額となったものでございます。説明欄2の埋立処分地選定業務委託料100万円につきましては、今年度中の次期一般廃棄物埋立処分地の選定に向けまして、候補地の選定調査を委託するものでございます。

次に、3項し尿処理費2,061万円でございます。2節給与から7節賃金までは人

件費の補正、19節負担金補助及び交付金1,991万7千円につきましては、さきの9月定例会でご議決をいただきました土庄町小豆島町環境衛生組合の解散に伴い、清算金を計上したものでございます。

すぐ下側の4款3項1目病院費、19節負担金補助及び交付金2億4,800万円につきましては、医師不足等により収益が悪化しております病院事業会計への補填に2億2,800万円、医療機器等の整備に2千万円を計上するものでございます。

同じく3目公立病院再編整備事業費64万円につきましては、11月23日に開催いたしました地域医療フォーラムの地元パネリスト3名を2月に東京で開催の地域医療を守り育てる住民活動全国シンポジウムに派遣いたしますとともに、地域医療フォーラムの講師をお願いいたしました梶井先生を2月中に再度お招きして、ワークショップを兼ねたシンポジウムを開催するなど、地域医療を守ることに對する住民意識を醸成する活動の経費として計上させていただいたものでございます。

以下、このページの下段から次のページの上段の6款農業費、1項11目地籍調査費までは人件費の補正ですので省略させていただきます。12目オリーブ生産費、19節負担金補助及び交付金113万円でございます。これは、新たに町内2者から補助の要望があったことなどによりまして補助金を増額するものでございます。事業内容は、冠水用ポンプの設置、新規植栽のための苗木や支柱、鳥獣防護柵でございます。

次に、6款3項2目19節負担金補助及び交付金10万1千円は、漁港建設事業費の増に伴います香川県漁港協会負担金の増、同じく3目15節工事請負費の1千万円は、単独県費吉田漁港高潮対策事業の追加配分による工事費の増でございます。

7款商工費、1項1目商工総務費は人件費の補正、同じく2目商工業振興費、19節負担金補助及び交付金150万円につきましては、小豆島町商工会が平成25年度から10年計画で取り組んでおります醬の郷景観整備モデル事業に対する補助でござ

います。今年度は3件の建物の外壁、外周等が予定されております。

同じく4目観光施設費208万2千円につきましては、ふるさと村整備運営基金を財源といたしまして、ふるさと村ファミリープールのポンプ等の修繕、厨房の製氷機の購入を行うものでございます。

以下、このページの下段から次のページ上段の8款土木費、2項1目道路橋梁総務費までは人件費の補正でございます。

同じく3目道路新設改良費、19節の290万円及び3項1目河川維持費、19節の22万4千円につきましては、県営事業の事業費増により、それぞれ負担金の増額を計上するものでございます。

同じく4項2目港湾建設費581万7千円でございます。15節工事請負費500万円につきましては、1月に予定されております県営の堀越地区護岸嵩上げ工事にあわせまして、町施工となります民有護岸部分、約74メートルの橋壁の嵩上げ工事を同発注するため、工事請負費を増額計上するものでございます。19節の81万7千円は県営事業の事業費増による負担金の増額でございます。

5項2目改良住宅管理費350万円につきましては、草壁及び橋の改良住宅各1戸につきまして退去修繕を計上したものでございます。うち橋の1戸については、高齢者に配慮してバリアフリー改修を実施する予定でございます。

同じく6項4目公園管理費417万8千円の減額でございます。2節給料から7節賃金までは人件費の補正、13節委託料の500万円の減につきましては、既にご説明申し上げましたが、内海総合運動公園の改修工事について別の補助メニューに乗りかえて来年度実施といたしましたので、実施設計の委託料が減額となるものでございます。

以下、このページの下段から次のページ上段の10款教育費、2項1目学校管理費、2節給料までは、通常の人件費の補正でございます。7節賃金の102万6千円でご

ございます。これはもう既に申し上げましたが、高松養護学校から安田小学校のほうに要支援児童が転入したことによる特別支援補助講師1名の追加でございます。

同じく2目教育振興費7万6千円につきましては、高松養護学校と連携いたしまして、パソコンを使った電子会議形式で実施しております教諭等の研修相談事業について、機器のふぐあいがございますので、その解消のための機器購入でございます。

同じく3目放課後児童クラブ事業費、23節の3万7千円につきましては、前年度実績精算によります補助金の返還金でございます。

同じく3項中学校費、1目学校管理費98万9千円でございます。2節及び7節については人件費の補正でございます。11節の18万円につきましては、小豆島中学校の武道場付近の配水管の漏水修繕を行うものでございます。

同じく2目教育振興費の111万9千円でございます。18節備品購入費1万9千円につきましては、小学校の教育振興費と同様、高松養護学校との電子会議に使用する機器の購入でございます。19節の110万円につきましては、小豆島中学校陸上部が山口県で開催される第22回全国中学校駅伝大会にアベック出場しますことから、大会出場補助金を増額するものでございます。

同じく4項就学前教育費、1目子育て共育費については、補正額はございませんけれども、幼・保の保護者を対象とした家庭教育力応援講座に15万円の県委託金が交付されることとなったため、財源の更正を行うものでございます。

以下、このページの下段から次のページの下段、6項保健体育費の4節共済費までは人件費の補正でございます。8節報償費30万円及び9節旅費12万円につきましては、今月21日にプロ野球選手を招いて開催する小学生の野球教室に要する講師謝礼と旅費でございます。

以下、このページの下段から次のページの上段の3目海洋センター費、7節賃金

までは人件費の補正でございます。11節需用費27万6千円につきましては、B & Gプールの飛び込み台12基の撤去費として修繕料を計上させていただいたものでございます。

最後に、11款3項1目その他公共施設災害復旧費、15節工事請負費150万円でございます。これは台風11号により被災いたしました旧サイクリングターミナル岸壁側の屋根について、9月の定例会で屋根が剥がれ落ちた部分の修繕工事を計上させていただきましてけれども、その後、工事を発注いたしまして足場を組んで現場の状況を確認いたしましたところ、被災部分以外にも下地材、表面材ともに劣化が予想以上に激しいということから、岸壁側の屋根一面全体にシート防水を施工することとしたことによる工事費の増でございます。

なお、建物災害共済金として190万円がおりる見込みとなりましたので、今回あわせて財源更正も行っております。

以上、歳出予算の補正総額は5億5,106万9千円でございます。以上、簡単ですが議案第84号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 34ページのB & Gの飛び込み台の撤去ですが、あそこでは小学校等の記録会はやっとなのんかな。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） B & Gのプールにつきましては、小学校の授業であるとか水泳記録会の練習等は行っておりません。

今回の撤去につきましては、小学生が、先ほど申し上げましたように授業とか記録会の練習で使いませんが、一般開放もされております。3年前のプール事

故以降、飛び込み台には飛び込み禁止ときちっと明記をしておりますけれども、現在裁判中ということもございまして、今回全ての飛び込み台を撤去する費用を補正で計上させていただいております。以上です。

○議長（森口久士君） ほかにありませんか。12番中村議員。

○12番（中村勝利君） 24ページの3目19節の負担金補助及び交付金のうち、土庄町小豆島町環境衛生組合解散清算金で1,991万7千円、出ておりますけれども、返ってくると思よったらこんだけ要るんですか、これ。これの内訳。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 今回の額設定につきましては、解散に当たりまして、それぞれ組合の持っております資産、それと今後撤去に必要な撤去費、これを対象に清算をすることといたしました。清算につきましては定めはないんですが、平成3年から同施設は稼働しております。平成3年から平成26年、今年度末までそれぞれの持ち分での負担をしまして、今後26年以降、おおむね4年間は土庄町が単独で使うという想定をいたしまして、27年から30年までの4年間、これを全て土庄町が負担するという形で試算いたしまして、撤去費の負担額につきましては、3,582万8千円になります。それから、土地、それと総合事務組合、先ほど規定の改正もございましたが、総合事務組合のほうでお預けしております退職負担金、そういったものの返還金を考慮いたしまして、それぞれ土地につきましては小豆島町の持ち分として1,500万円、総合事務組合のほうの、いわゆる退職の引き当てるもの、これにつきましては85万9千円、これを控除いたしまして1,991万7千円という数字を出しております。

同様に土庄町も試算いたしますと、1億3,427万6千円という形になりまして、これを最後の清算金としてそれぞれ支払いしまして、組合につきましては解散ということでお話しております。以上です。



○議長（森口久士君） よろしいですか。1番大川議員。

○1番（大川新也君） ちょっと聞き逃したかもわかりませんが、18ページの借り上げ料のところでは9万7千円、このところで瀬戸芸の草壁エリアというような話が出て、これは当然この9万7千円というのはJAの草壁支店の借り上げ料と、そういう話やったんですけど、ちょっとその辺の確認と、この草壁エリアで瀬戸芸を予定しているようなんですけど、これは草壁本町の役員会ではそういうふうなお話等があったと思うんですけど、草壁全体にはそういうふうな話がないんですよ、まだ。ですから、本町だけの対応でいいのであればこれでええですけど、草壁というところは4地区ありますので、神懸通、片城、南地区とほかの3地区の総代さんにもお話をしたの体制でやっていかなければいけないかなと思いますけど、そのあたりを。

もう一点、26ページの商工総務費の職員手当の371万8千円の時間外というのが、ちょっと金額的にすごい大きな時間外ですから、その内容をお願いしたい。

それともう一点、最後です。B & Gの委託料が500万円、来年度に新たなことでやるということなんですけど、B & Gのグラウンドのところのトイレの改修は早急にやらなければ、総合運動公園という名がありながらあんな汚いトイレはありませんから、トイレだけでも早急にやってほしいです。住民もそれを一番に思うと思うし。運動公園のB & Gのあのあたりのエリアの関係は全て来年に回すならええですけど、トイレだけは早急に何らかの方法で改修してほしいと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） まず、大川議員からのご質問の1点目、2点目、借り上げ料の件がまず最初かと思いますが、これにつきましては、年間賃借料、現在e iとして坂手支所を使用しておりますが、この面積により1.1倍した額で7万円と、それから火災保険料等ということで2万7千円、トータルの9万7千円を計

上させていただいております。

それから、2点目なんですけれども、体制、まず草壁本町の総代のほうには事前に自治会等、ご説明に上がりましたが、あとの南、片城、それから神懸通等については、草壁4地区でということでもございますので、今後4地区の総代さん等、自治会等にご説明をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 先ほどの内海総合運動公園のトイレの部分なんですけれども、今回500万円の委託料として設計関係の分を見送ったという形になっております。こちらのほうにつきましては、要するに国のほうの補助事業で公園施設長寿命化計画の中において取り組んでいこうという形で当初動いておりました。ところが、平成26年度、国のほうで採択基準の改定がありましたことは一度この議会のほうでもお話ししたかと思うんですけれども、今現在くみ取り方式でございます。それを水洗化にしたいという形で採択を申し出たところ、長寿命化という形はあくまでも現状の長寿命化であって、浄化槽はだめですよという形になりました。そこで、諦めきれなかったもので、ずっと県及び四国整備局と協議を始めまして、ようやく都市公園の安全・安心緊急支援事業及び効果促進事業、それと長寿命化事業、この3つのあわせわざで、何とか水洗化が図れるということになりましたもので、平成27年において事業の予算要求を、今現在財政局に要求させていただいておりますもので、1年着手が遅れたという形になったんですけど、何とか事業遂行のめどがついたという形になっております。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 先ほどの答弁で若干訂正をさせていただきます。

賃借料の件でございますが、坂手のe iをもう既に使用しております。その関係で年間賃借料を面積比で1.1倍した額、7万7千円になるんですが、これにプラス

して27年1月から3月、3カ月分を足した額として9万7千円という賃借料を計上したところでございます。以上です。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 商工総務費の時間外勤務手当の件でございます。

確かに大川議員おっしゃるとおり非常に大きな金額でございます。対象の職員は3名で370万円を超えるといった補正となっております。しかしながら、各種イベントを多く抱える商工観光課ということもございまして、広報戦略の方で広報チームに任命されて、そちらのほうも兼務しておる職員もおりまして、今年度非常に時間がかさんでおるというところでございます。

しかしながら、ここ数年、職員も一生懸命頑張って、小豆島のこれからのために働かなければならないという中でご無理をいただいておりますが、何とか頑張っていて成果を上げたいということで、今回時間外の計上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森口久士君） 1番大川議員。

○1番（大川新也君） 今の時間外、3人で370万円、1人120万円平均。何十時間、時間外させとんですか、これ。さっきの一般質問でも同じですよ。金さえ払えばええというんじゃないと思いますけどね。ちょっと大き過ぎるんです。まだ半年しかたっていないですわ、これ。ちょっとそのあたりを。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 半年しかたっていないということでございますけれども、これは1年間のトータルの見込みでございまして、半年分というわけではございませんので、ご理解をいただけたらと思います。

○議長（森口久士君） 大川議員よろしいですか。1番大川議員。

○1番（大川新也君） 城課長の説明の草壁エリア、JA草壁支店以外でも草壁港

あたりの倉庫を利用するというふうな構想があるそうですが、そのあたりの説明も草壁本町の自治会の役員会のみで説明らしいので、ほかの地区は何も聞いてないんですけど、そのあたりは、この件とは関係はないんですけど、実際に正式な話が神懸通はありませんけど、そのあたりどうなってます。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 今後時期を見て説明に上がりたいと考えております。

○議長（森口久士君） ほかに質疑ありますか。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 先ほど大川さんが言われた時間外ですが、これ労働基準法とか、そういうふうな分に抵触はせん程度なんですか、その辺ちょっとお伺いします。もし何ぞあったときに、働き過ぎで訴えられたというふうなことになると思いますけど、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） ご指摘のとおり、かなり時間外手当、これは全般にわたってまして増えておるのは確かでございます。

それで、職員の健康管理、先ほど大川議員の一般質問のときにも答弁させていただきましたけれども、十分町としては職員の健康というものには留意をしてやっていきたいというふうに考えております。それで、これにつきましては法的には問題はないかというふうに考えております。

○議長（森口久士君） ほかに質疑ありませんか。1番大川議員。

○1番（大川新也君） 今の関連ですけど、実際に時間外を出した金額、時間、職員のサービス残業もかなりあると思うとんやね。月何時間ですか、時間外は。規定があると思いますが、これ120万円、1年分で月10万円ですよ。単価がどれぐらいの職員かもわかりませんが、帳面上は合わせとるけど実際にもっと多く時間

が出てると思うんですよね。その辺りを、先ほど安井議員が言いましたように、後で倒れたわ、働き過ぎやというふうなものがようありますから、十分に気をつけていただきたいなと思います。職員は対価を与えればそれでよしじゃなしに、もっと健康管理面を考えて、夜は早く帰らすとか、徹底せないかんと思います。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第84号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）は原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、日程第13、議案第85号平成26年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 議案第85号平成26年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の26ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の額に歳入歳出それぞれ2,660万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億2,973万3千円とするものでございます。

続きまして、その内容について、別とじの補正予算説明書により説明させていただきます。

説明書の39、40ページをお開き願います。

まず、歳入の補正でございます。

5款1項1目2節療養給付費交付金の過年度分1,154万7千円及び9款2項1目1節財政調整基金繰入金1,441万2千円を増額補正するものでございます。これは、国保一般被保険者の外来、入院診療等に係る保険者負担分である療養給付費の増により、増額補正を行うものです。

また、9款1項1目3節職員給与費等繰入金64万8千円の増額につきましては、人事院勧告により地方公務員の給与改定が行われたため、現計予算では職員給与等が不足する見込みであることから、一般会計から繰り入れを行うものです。

次に、歳出の補正になります。

1枚めくっていただき、説明書の41、42ページをお開き願います。

2款1項1目19節一般被保険者療養給付費5,111万3千円の増額、3款1項1目19節後期高齢者支援金415万4千円の減額、また7款1項1目19節高額医療費共同事業医療費拠出金を500万円減額、同じく2目19節保険財政共同安定化事業拠出金1,300万円の減額及び8款1項1目19節特定健診負担金を300万円減額補正するものでございます。これは、歳入でもご説明いたしましたが、療養給付費につきましては、今年度当初より10月支払いまでの間の支払済み総額が前年度比で6.3%の増となっており、翌年2月、3月分の支払いが困難となるおそれが高いことから、一般療養給付費以外の現計予算の組み替えによって当該歳出を確保するための補正でございます。

また、8款1項1目2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費と19節負担金補助及び交付金の退職手当負担金の合計64万8千円の増額につきましては、先ほど

説明いたしました人事院勧告の給与改定による増額でございます。以上、簡単ですが、議案第85号の説明を終わります。ご審議いただきご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第85号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号平成26年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、日程第14、議案第86号平成26年度小豆島町病院事業会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。病院事務長。

○内海病院事務長（岡本達志君） 議案第86号平成26年度小豆島町病院事業会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

追加上程議案集の28ページをお願いいたします。

大変申しわけございませんが、議案集の中に訂正箇所がございます。第2条の中の科目、医業外収益が第1項となっておりますが、正しくは第2項でございます。

お手数ですが訂正をお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず、第2条は収益的収入の予定額の補正であります。

第1款病院事業収益、第2項医業外収益の既決予定額4億9,603万6千円に補正予定額2億2,800万円を加え7億2,403万6千円に補正しようとするものであります。

続きまして、第3条は資本的収入の予定額の補正であります。

第1款資本的収入、第1項負担金の既決予定額1億4,895万1千円に補正予定額2千万円を加え1億6,895万1千円に補正しようとするものであります。

この補正に伴いまして、予算第4条、本文括弧書き中の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億910万9千円を8,910万9千円に、損益勘定留保資金等1億910万9千円を8,910万9千円に改めるものであります。

内容につきましては、別冊の説明書44ページをお願いいたします。

まず、収益的収入ですが、第1款病院事業収益、第2項第3目他会計負担金交付金の補正予定額2億2,800万円につきましては、常勤医師の急激な減少に伴い医業収益が大幅に減少したことにより、今年度の決算において4億円を超える巨額の純損失の発生が見込まれることから、運転資金のショートを防ぐため、資金不足の見込み額を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、資本的収入ですが、第1款資本的収入、第1項第1目他会計負担金の補正予定額の2千万円につきましては、当初予算におきましては医療機器等の設備整備費の財源として内部留保資金を予定しておりましたが、医師不足による急激な収益的収支の悪化により内部留保資金を充てることができなくなったため、医療機器等の整備費用を一般会計から繰り入れるものであります。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第86号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号平成26年度小豆島町病院事業会計補正予算（第2号）は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議員派遣について

○議長（森口久士君） 次、日程第15、議員派遣についてを議題とします。

今期定例会閉会中に議員派遣の申出書が提出されています。詳細については印刷配付のとおりであります。議員派遣については、会議規則第126条の規定により議会の議決を経ることになっております。

お諮りします。

お手元に配付しております申出書のとおり、議員の派遣についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、申出書のとおり議員を派遣することに決定されました。

~~~~~

日程第16 閉会中の継続調査の申し出について

日程第17 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（森口久士君） 次、日程第16及び日程第17、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、日程第16及び日程第17を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

以上で今期定例会の日程は全て終了しました。

これをもちまして平成26年第4回小豆島町議会定例会を閉会します。

長時間にわたり、大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後4時07分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員